

第六次環境基本計画（環境保健部会担当分野）の
点検結果について（案）

令和 8 年 8 月 2 7 日

中央環境審議会環境保健部会

目次

I. はじめに	3
II. 点検項目における取組状況	4
取組状況①：ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築	4
(1) 基本的な考え方	4
(2) ターゲット（点検項目）	4
(3) 具体的な取組状況	5
(ア) A1：法的枠組みの整備・実施・執行	5
(イ) A4：不法貿易と取引の予防	37
(ウ) A5：国内禁止物質の輸出の届出・規制・禁止	40
(エ) A6：中毒センターの利用、リスク防止と臨床中毒学の研修	42
(オ) A7：有害性の高い農薬の段階的廃止や代替への移行促進	43
取組状況②：情報に基づく意思決定と行動を支援する知識・データ・情報が作成され、利用が可能となりアクセスできる状態の確保	44
(1) 基本的な考え方	44
(2) ターゲット（点検項目）	44
(3) 具体的な取組状況	44
(ア) B1：データ・情報の生成、利用、アクセス	44
(イ) B2：材料や製品中の化学物質情報の利用可能化	45
(ウ) B3：環境放出・生産データの生成と公開	47
(エ) B4：有害性・リスク評価や管理ガイドライン、慣行、ツール等の適用	48
(オ) B5：教育・研修・市民啓発	50
(カ) B6：GHS の実施	55
(キ) B7：モニタリング・監視データ生成・提供	57
取組状況③：懸念課題への対応	63
(1) 基本的な考え方	63
(2) ターゲット（点検項目）	63
(3) 具体的な取組状況	63
(ア) C1：懸念課題に対する作業プロセス及び計画・実施	63
取組状況④：製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で持続可能な解決策の整備を通じた環境リスクの予防・最小化	66
(1) 基本的な考え方	66
(2) ターゲット（点検項目）	66
(3) 具体的な取組状況	66
(ア) D2：より安全な代替と持続可能なアプローチによる生産奨励政策	66

(イ)	D4：研究・革新プログラムにおける持続可能な解決策と安全な代替物質の優先	69
(ウ)	D5：より安全で持続可能な農業慣行の支援	70
(エ)	D6：持続可能な化学物質及び廃棄物管理戦略の策定・実施等	71
(オ)	D7：労働安全衛生の慣行と環境保護措置の確保・実施	73
取組状況⑤：効果的な資源動員、パートナーシップ、協力、キャパシティビルディング及び関連する意思決定プロセスへの統合を通じた実施の強化		74
(1)	基本的な考え方	74
(2)	ターゲット（点検項目）	74
(3)	具体的な取組状況	74
(ア)	E1：化学物質・廃棄物管理の主流化	74
(イ)	E2：部門間及び主体間のパートナーシップとネットワークの強化	75
(ウ)	E3：資金の特定と動員、E4：資金ギャップの特定・検討	76
(エ)	E5：適正管理コストの内部化	82
(オ)	E6：その他の環境・保健・労働指針との相乗効果	83
III. 取組状況を踏まえた今後の主な課題、今後の取組の方向性		85
化学物質管理に係るウェルビーイング		85
IV. おわりに		87

I. はじめに

第118回中央環境審議会総合政策部会（令和7年3月13日）（以下「総合政策部会」という。）において、第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）（以下「環境基本計画」という。）の点検の進め方が審議された。そこでは、環境基本計画の目的である

「環境保全」を通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」の実現を目指して、「環境負荷の総量削減」を図り、「自然資本のこれ以上の毀損を防止し、自然資本を充実させる」とともに、「環境価値を活用して経済全体の高付加価値化を図る」こと等により、「環境を軸として環境・経済・社会の統合的向上の高度化を図り」、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」の実現に向けて、本計画に位置付けられた施策の進捗状況を総合的に点検することが合意された。加えて、それらを踏まえて第七次環境基本計画の策定に向けた課題の抽出及びその対策を有益かつ効率的に行うことを点検の目的とし、中央環境審議会の各部会が対象とする範囲の施策について点検を行い、結果を総合政策部に報告することとされた。これを受けて、中央環境審議会環境保健部会（以下「環境保健部会」という。）においては、第1回点検分野として、以下の範囲の施策に係る点検を行った。

・第2部第3章「4. 環境リスクの管理等」の内の「(2) 化学物質管理」

当該範囲については、令和5年9月に第5回国際化学物質管理会議（ICCM5）において採択された化学物質に関するグローバル枠組み¹（Global Framework on Chemicals。以下「GFC」という。）において「安全で健康的かつ持続可能な未来のために、化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」というビジョンを実現するために設定された5つの戦略的目的の達成に寄与するものとして、我が国の化学物質管理施策をそれぞれの戦略的目的ごとに整理し、構成しているものである。なお、GFCの国内実施に関するさらに詳細な施策内容は、別途GFC国内実施計画（令和7年4月、GFC関係省庁連絡会議）にてとりまとめられている。

以上のことから、本点検においては、GFCにおける5つの戦略的目的の達成という観点に着目した上で、GFC国内実施計画中に記載された取組を点検項目として設定し、点検項目ごとに関係府省庁の取組状況を把握・整理することとした。本報告書は当該点検結果をとりまとめたうえで、取組状況を踏まえた今後の主な課題、今後の取組の方向性を整理したものである。

¹ 多様な分野（農業、環境、保健、教育、金融、開発、建設、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）による製造から廃棄までのライフサイクルを通じた化学物質管理に関する自主的取組の枠組み

II. 点検項目における取組状況

本章では、各点検項目における取組状況を示す。なお、上述のとおり本点検では GFC 国内実施計画中に記載された取組を点検項目として位置付け、点検項目ごとに関係府省庁の取組状況を把握・整理する構成としている。各点検項目に付された A1、B2 等の番号は、GFC において各戦略的目的の下に設定されているターゲット番号と整合させている。

第六次環境基本計画では進捗の点検にあたり、可能な限り定量的な指標を用いることとするが、施策等の性質によって指標の定量化が困難であったり、適切でなかったりする場合には、定性的な評価を基本とする、とされており本点検においても評価進捗の確認の参考とすることとした。なお、本点検では実施計画に記載する具体的な取組は、原則として政府の施策・事業等とされているため記載のないターゲット等が存在している。

取組状況①：ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築

(1) 基本的な考え方

GFC の戦略的目的 A では、ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築に取り組むことが掲げられている。我が国においては、化学物質の安全で持続可能な管理を支援し、達成するため、関連法令の着実な施行に加え、事業者における適切な管理を支援する取組を進める。化学物質や廃棄物の国際取引に関しては、国際的な化学物質管理の協調に向けた取組とともに国際的な義務を果たしていく。また、農薬のうち有害性の高いものについては、リスク管理の徹底を図り、対応を進めていく。

(2) ターゲット（点検項目）

点検項目は下記のとおり設定した。

点検項目

- (ア) A1：法的枠組みの整備・実施・執行
- (イ) A4：不法貿易と取引の予防
- (ウ) A5：国内禁止物質の輸出の届出・規制・禁止
- (エ) A6：中毒センターの利用、リスク防止と臨床中毒学の研修
- (オ) A7：有害性の高い農薬の段階的廃止や代替への移行促進

(3) 具体的な取組状況

(ア) AI：法的枠組みの整備・実施・執行

我が国では、これまで国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（Strategic Approach to International Chemicals Management、以下「SAICM」という。）に基づく化学物質管理施策を進めてきた。SAICMの後継となるGFCが採択された後も、引き続き、化学物質管理の確実な実施、科学的知見の収集・整理の継続的な実施による取組内容や各基準等の検討・見直し、諸外国の法制度との調和化を進めている。さらには、各法令間のギャップを最小化するために法令間の連携や調整を強化することで、ライフサイクル全体での包括的な管理の確実な実施も併せて進めている。

【化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律】（厚生労働省、経済産業省、環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化学物質審査規制法」又は単に「化審法」という。）に基づく新規化学物質の事前審査、一般化学物質等のスクリーニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価を引き続き円滑に実施するとともに、厚生労働省、経済産業省、環境省において、進捗状況の確認及び進行管理を適切に行う。

（取組事項に対する取組状況）

新たに製造・輸入される新規化学物質について、化学物質審査規制法に基づき、令和7年度は、255件（うち低生産量新規化学物質は124件）の届出を事前審査した。また、令和8年6月に「PFHxS 関連物質」の第一種特定化学物質への指定等を行う「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」を施行し、令和8年5月に「長鎖ペルフルオロアルカン酸（LC-PFCA）又はその塩」、「LC-PFCA 関連物質」、「クロロピリホス」及び「中鎖塩素化パラフィン」の第一種特定化学物質への指定等を行う「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」を公布した。

加えて、平成29年の化学物質審査規制法改正時の附則において施行後5年を経過した場合の見直しが規定されていることを受けて、令和6年9月に中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会を設置し、「厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会化学物質審査等検討小委員会、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ、中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会」において化学物質審査規制法見直しに係る審議が重ねられ、令和7年6月13日に開催された同合同会合で「化学物質審査規制法の平成29年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について（案）」が概ね合意となり、同年7月22日に、中央環境審議会会長より環境大臣へ答申（「今後の化学物質対策の在り方について（答申）」）がなされた。

また、包括的な化学物質の管理を行うため、法制定以前に製造・輸入が行われていた既

存化学物質を含む一般化学物質等を対象に、スクリーニング評価を行い、環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあるものであるかどうかについての評価を優先的に行う必要があると認められる化学物質を絞り込んで優先評価化学物質に指定した上で、それらについて段階的に情報収集し、国がリスク評価を行っている。令和8年4月時点で、優先評価化学物質 221 物質が指定されている。

また、化学物質審査規制法の対象となる化学物質について、経済産業省のウェブサイトにて一般化学物質等の製造・輸入数量が公表されている。また、令和8年6月30日に「化審法の施行状況（令和7年度）」が公表されており、新規化学物質の届出・申出及び事前審査の状況や、上市後の化学物質の継続的なリスク評価に関して取りまとめられている。第二種特定化学物質の出荷数量の推移については、現在、製造・輸入数量の合計1トン以上あったと報告された化学物質は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素であり、輸出及び中間物向け以外の用途で国内へ1トン以上出荷された化学物質は、トリクロロエチレンとテトラクロロエチレンであり、いずれも緩やかな減少傾向となっている。

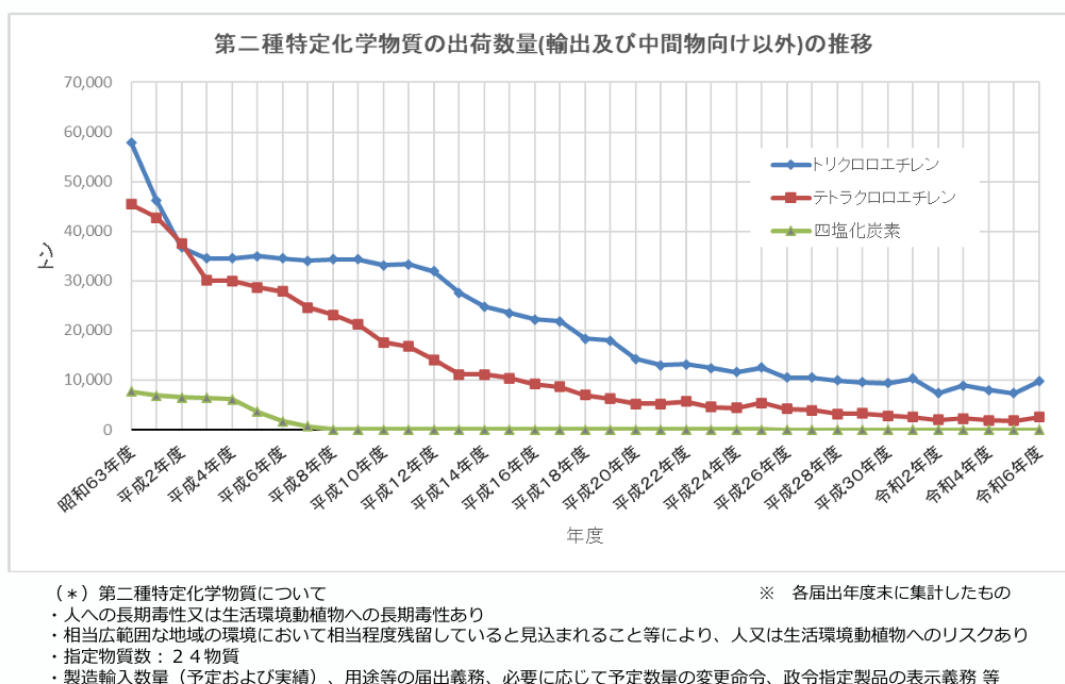


図 1 第二種特定化学物質の出荷数量（輸出及び中間物向け以外）の推移

図：化審法の施行状況（令和7年度）より引用

【特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律】（経済産業省、環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化学物質排出把握管理促進法」又は単に「化管法」という。）に基づき、事業者から届け出られた環境への排出量や廃棄物等に含まれる移動量の集計結果及び国で推計を行った届出対象外の排出量の集計結果の公表等を着実に実施し、引き続き、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障の未然防止を図る。また、同法に基づく特定の化学物質の環境への排出量等の把握・届出に関する措置（PRTR 制度）及びその性状や取扱いに関する情報の提供に関する措置（SDS 制度）について、最新の科学的知見や国内外の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていく。

（取組事項に対する取組状況）

「化学物質排出把握管理促進法」の対象物質の見直しを行った化学物質排出把握管理促進法施行令が令和 3 年 10 月に公布、令和 5 年 4 月に施行された。化学物質排出移動量届出（PRTR）制度については、改正施行令に基づく対象物質について事業者が把握した令和 6 年度の排出量等が都道府県経由で国へ届出された。届出された個別事業所のデータ、その集計結果及び国が行った届出対象外の排出源（届出対象外の事業者、家庭、自動車等）からの排出量の推計結果を、令和 8 年 2 月に公表した（図 2、図 3）。また、個別事業所ごとの PRTR データを地図上で分かりやすく表示し、ウェブサイトで公開している。

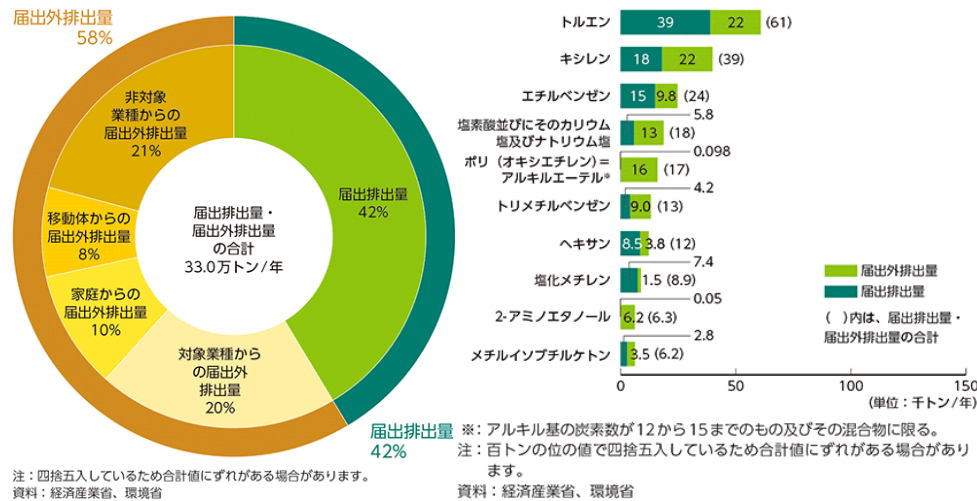


図 2（左） 届出排出量・届出外排出量の構成（令和 6 年度分）、

図 3（右） 届出排出量・届出外排出量上位 10 物質とその排出量（令和 6 年度分）

図：令和 8 年版環境白書より引用

また、指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（SDS 省令）により、化学品を事業者間で取引する際、化学品の譲渡・提供事業者に対し、化管法 SDS による有害性や取扱いに関する情報の提供を義務付けるとともに、化管法ラベルによる表示を行うよう努めている。

化学物質のリスクに関する情報の整備のため、「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック²」を作成・配布するとともに、「かんたん化学物質ガイド³」を改訂した。

また、製造から廃棄までのプロセスを通した化学物質の管理を目指して、環境配慮設計の促進、より環境に配慮した化学物質への代替促進などの化学物質排出把握管理促進法に基づく自主管理支援を通して関係する各主体の取組との連携の更なる向上を図った。

【大気に係る環境基準】（環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

大気汚染に係る環境基準としては、人の健康の保護の観点から、「環境基本法」に基づき 10 物質（ダイオキシン類を除く。）についての基準が定められている。また、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るため、11 物質⁴について指針値が定められている。環境基準又は指針値が設定された化学物質等については、科学的知見の充実に継続的に進めて必要な検討を行うとともに、環境基準又は指針値が設定されていない化学物質については、その設定に向けた科学的知見の収集・整理やリスク評価手法に関する検討を継続的に実施し、環境基準等の設定等を引き続き進める。

（取組事項に対する取組状況）

大気汚染防止法に基づく固定発生源対策及び移動発生源対策を適切に実施するとともに、光化学オキシダント及び PM2.5 の生成の原因となり得る窒素酸化物（以下「NO_x」という。）、揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）等の排出対策を進めている。また、大気保全施策の推進等に必要な基礎資料となる常時監視体制を整備している。特に、光化学オキシダントは環境基準の達成率が低く、国内における削減が急務となっている。また、光化学オキシダントの主成分であるオゾンは、それ自体が温室効果ガスであると同時に、植物の光合成を阻害し、二酸化炭素吸収を減少させることから、気候変動への影響も懸念されている。このため、令和 4 年 1 月に「気候変動対策・大気環境改善のための光化学オキシダント総合対策について〈光化学オキシダント対策ワーキングプラン〉」を策定し、環境基準の再評価に向けた検討を含め、気候変動対策・大気環境改善に資する総合的

² PRTR インフォメーション広場 市民ガイドブック：

https://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/guide_R05/zenbun.pdf

³ かんたん化学物質ガイド：<https://www.env.go.jp/chemi/communication/guide/index.html>

⁴ 11 物質には水銀及びその化合物も含まれるが、水銀等の大気中への排出を規制するための「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が平成 30 年 4 月 1 日より施行され、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質から除かれた。

な対策について3か年で取組を進めてきた。さらに、令和8年1月には微小粒子状物質もスコープに加えた「微小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプラン」を策定し、微小粒子状物質の環境基準見直し、また両物質の前駆物質であるNO_x、VOCの排出対策を進め、微小粒子状物質及び光化学オキシダントの削減に取り組む方針を示した。

また、光化学オキシダントの環境基準については、専門家会合にて健康影響、植物影響の最新の知見をとりまとめた結果を踏まえて、令和7年度に中央環境審議会大気・騒音振動部会大気汚染物質小委員会にて審議を行い、令和7年12月11日に答申がなされた。これを受け、令和8年1月30日に告示改正が行われ、同年4月1日から施行された。また、達成評価の方法等についての詳細を示した通知を告示と同日に発出した。当該環境基準は、人の健康の保護の観点のみから設定しているが、植物影響についても考慮して改定された。

また、環境基準が設定されている有害大気汚染物質に該当する4物質に係る測定結果（令和6年度）は、ベンゼンは1地点で環境基準を超過したが、その他の3物質は全ての地点で環境基準を達成している。指針値（環境中の健康リスクの低減を図るための指針となる数値）が設定されている物質のうち、ヒ素及びその化合物は4地点、1,2-ジクロロエタンは3地点、塩化ビニルモノマーは1地点、マンガン及びその化合物は3地点で指針値を超過しており、アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化メチル、クロロホルム、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、1,3-ブタジエンは全ての地点で指針値を達成している。

【大気汚染防止法】（環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

「大気汚染防止法」では、工場等におけるばい煙の排出等を規制しており、大気汚染物質の排出状況及び同法で規定する施設等の届出状況等について把握し、大気汚染防止の取組に資するため、固定発生源から排出された大気汚染物質量の調査や都道府県等の大気汚染防止法施行状況調査を実施しているが、引き続き、これらの取組を円滑に実施する。

（取組事項に対する取組状況）

大気汚染防止法に基づき、ばい煙（NO_x、硫黄酸化物（以下「SO_x」という。）、ばいじん等）を排出する施設（以下「ばい煙発生施設」という。）について排出基準を定めて規制等を行うとともに、施設単位の排出基準では良好な大気環境の確保が困難な地域においては、工場又は事業場の単位でNO_x及びSO_xの総量規制を行っている。

令和8年3月に、令和7年度大気汚染防止法施行状況調査（令和6年度実績）が取りまとめられている。令和6年度末現在のばい煙発生施設数は199,079施設（80,323工場・事業場）で、令和5年度末より1,275施設減少している。また、施設種類別のばい煙発生施設数及び割合は、「ボイラー」が111,527施設（56.0%）と最も多く、次いで「ディーゼル機関」の44,607施設（22.4%）となっている。

表 1 ばい煙発生施設数の推移

年度	届出施設数			届出施設を設置している工場・事業場数
	全施設	大気 (注1)	電気・ガス・鉱山 (注2)	
令和2年度	216,809	165,884	50,925	86,029
令和3年度	216,313	164,310	52,003	86,194
令和4年度	201,568	148,834	52,734	81,318
令和5年度	200,354	146,718	53,636	80,979
令和6年度	199,079	144,989	54,090	80,323

(注1) 大気汚染防止法に係るばい煙発生施設

(注2) 電気：電気事業法に係るばい煙発生施設、ガス：ガス事業法に係るばい煙発生施設、鉱山：鉱山保安法に係るばい煙発生施設

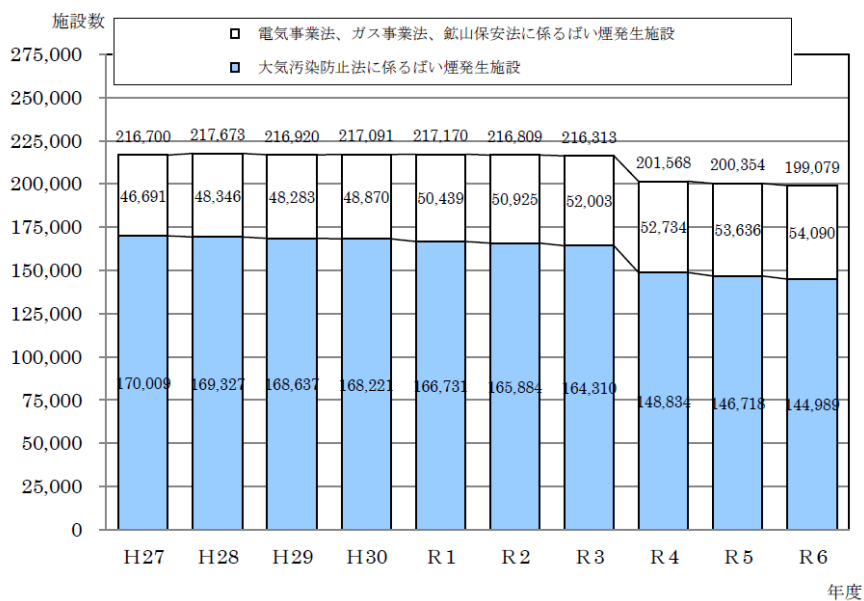


図 4 ばい煙発生施設数の推移

表 2 施設種類別のばい煙発生施設数及び割合

施設名	施設数	割合 (%)
ボイラー	111,527	56.0
ディーゼル機関	44,607	22.4
ガスタービン	11,156	5.6
金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	7,031	3.5
乾燥炉	6,317	3.2
廃棄物焼却炉	4,249	2.1
金属溶解炉	3,524	1.8
ガス機関	3,128	1.6
その他	7,540	3.8
合計	199,079	100

図表：令和7年度大気汚染防止法施行状況調査（令和6年度実績）より引用

また、令和 6 年度末現在の VOC 排出施設数は 3,316 施設（1,056 工場・事業場）であり、令和 5 年度末より 28 施設減少している。施設種類別の VOC 排出施設数及び割合は、「印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設」が 951 施設（28.7%）と最も多く、次いで「塗装施設」が 698 施設（21.0%）となっている。

表 3 VOC 排出施設数の推移

年度	届出施設数			届出施設を設置している工場・事業場数
	全施設	大気（注 1）	電気・ガス・鉱山（注 2）	
令和 2 年度	3,434	3,432	2	1,082
令和 3 年度	3,393	3,391	2	1,070
令和 4 年度	3,369	3,367	2	1,063
令和 5 年度	3,344	3,340	4	1,060
令和 6 年度	3,316	3,316	0	1,056

（注 1）大気汚染防止法に係る VOC 排出施設

（注 2）電気：電気事業法に係る VOC 排出施設、ガス：ガス事業法に係る VOC 排出施設、鉱山：鉱山保安法に係る VOC 排出施設

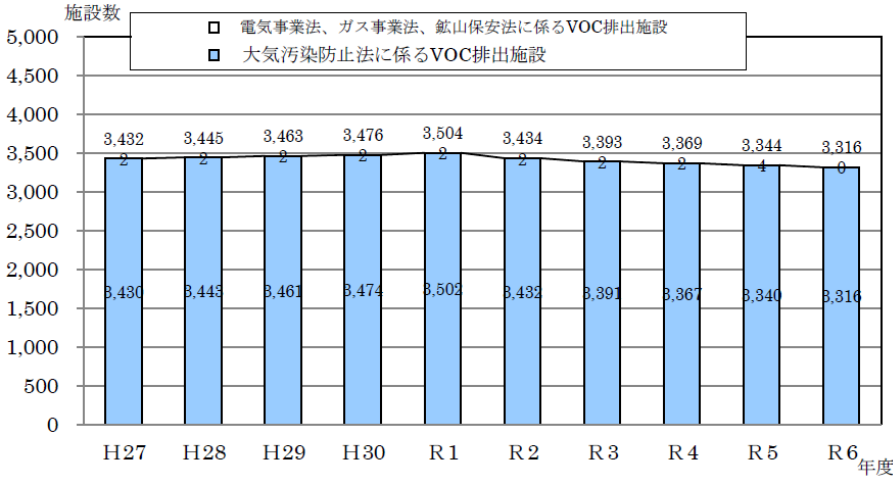


図 5 VOC 排出施設数の推移

表 4 施設種類別の VOC 排出施設数及び割合

施設種類	施設数	割合 (%)
印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	951	28.7
塗装施設	698	21.0
塗装の用に供する乾燥施設	429	12.9
印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	324	9.8
VOC を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	242	7.3
接着の用に供する乾燥施設	238	7.2
ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える VOC の貯蔵タンク	190	5.7
工業の用に供する VOC による洗浄施設	160	4.8
印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	84	2.5
合 計	3,316	100

図表：令和 7 年度大気汚染防止法施行状況調査（令和 6 年度実績）より引用

【水質に係る環境基準】（環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

水質汚濁に係る環境基準については、「環境基本法」に基づき、公共用水域では人の健康の保護に関する項目が 27 項目（ダイオキシン類を除く。）、生活環境の保全に関する項目が 13 項目、地下水では 28 項目が定められている。また、環境中での検出状況や複合影響等の観点からみて、直ちに環境基準とせず、引き続き公共用水域の検出状況などに関する知見の集積が必要な物質として要監視項目を策定している。基準値、指針値、各項目等は、常に適切な科学的判断が加えられ改訂を行う必要があり、引き続き、追加・見直し作業を進める。

（取組事項に対する取組状況）

水質汚濁に係る環境基準のうち、健康項目については、カドミウム、鉛等の重金属類、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物、シマジン等の農薬など、公共用水域において 27 項目、地下水において 28 項目が設定されている。

生活環境項目については、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、全窒素、全りん、全亜鉛等の基準が定められており、利水目的等から水域ごとに環境基準の類型指定を行っている。水環境に係る課題は、水質汚濁に加えて、COD の高止まり、栄養塩不足など、地域によって多様化している。このため、水環境の状況、地域のニーズや実情に応じて、水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の柔軟な運用が可能となるよう、関係の通知を改正した。また、水浴について、環境基準の水域類型における利用目的から外して大腸菌数のみ適用することとし、告示を改正した。

水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）については、令和 5 年度の公共用水域における環境基準達成率が 99%（令和 4 年度 99.1%）であった。生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）のうち、有機汚濁の代表的な水質指標である BOD 又は COD の環境基準の達成率は、令和 6 年度は 88.6%（令和 5 年度 89.1%）であった。水域別では、河川 93.9%（同 93.8%）、湖沼 50.8%（同 52.6%）、海域 78.2%（同 80.5%）であり、湖沼では依然として達成率が低い状況である（図 6）。

閉鎖性海域の海域別の COD の環境基準達成率は、令和 6 年度は、東京湾は 63.2%、伊勢湾は 56.3%、大阪湾は 66.7%、大阪湾を除く瀬戸内海は 81.1%であった（図 7）。全窒素及び全りんの環境基準の達成率は、令和 6 年度は湖沼 51.6%（同 50.8%）、海域 89.5%（同 88.2%）であり、湖沼では依然として低い水準で推移している。閉鎖性海域の海域別の全窒素及び全りんの環境基準を達成した水域数は、令和 5 年度は、東京湾は 6 水域中 6 水域、伊勢湾は 7 水域中 6 水域、大阪湾は 3 水域中 3 水域、大阪湾を除く瀬戸内海は 57 水域中 55 水域であった。令和 6 年の赤潮の発生状況は、東京湾 21 件、伊勢湾 17 件、瀬戸内海 78 件、有明海 28 件であった。また、これらの海域では貧酸素水塊や青潮の発生も見られた。

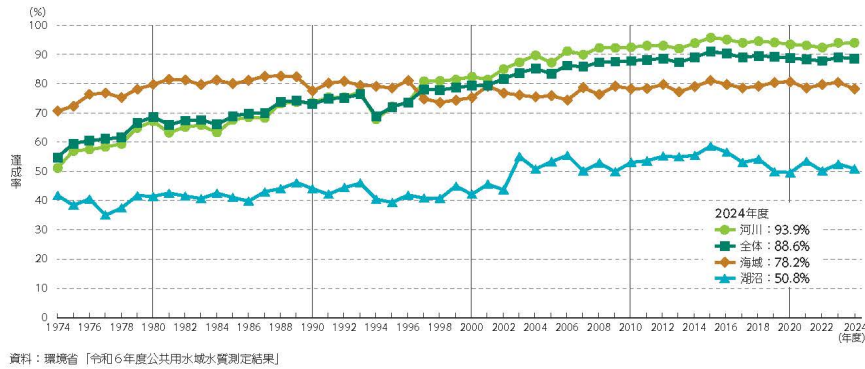


図 6 公共用水域の環境基準（BOD 又は COD）達成率の推移

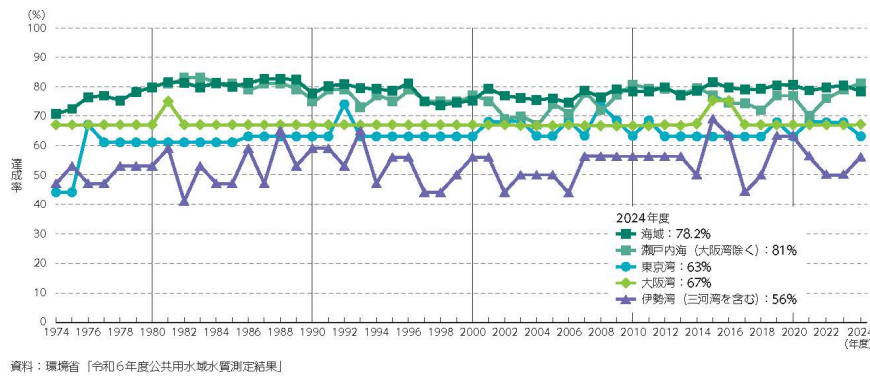


図 7 広域的な閉鎖性海域の環境基準（COD）達成率の推移

図：令和8年版環境白書より引用

また、令和5年度の地下水質の概況調査の結果では、調査対象井戸（2,785本）の5.1%（142本）において環境基準を超過する項目が見られた。調査項目別に見ると、過剰施肥、家畜排せつ物の不適正処理、生活排水の地下浸透等が原因とみられる硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過率が2.2%と最も高くなっている。さらに、汚染源が主に事業場であるトリクロロエチレン等のVOCについても、依然として新たな汚染が発見されている。また、汚染井戸の監視等を行う継続監視調査の結果では、3,875本の調査井戸のうち1,609本において環境基準を超過していた（図8）。

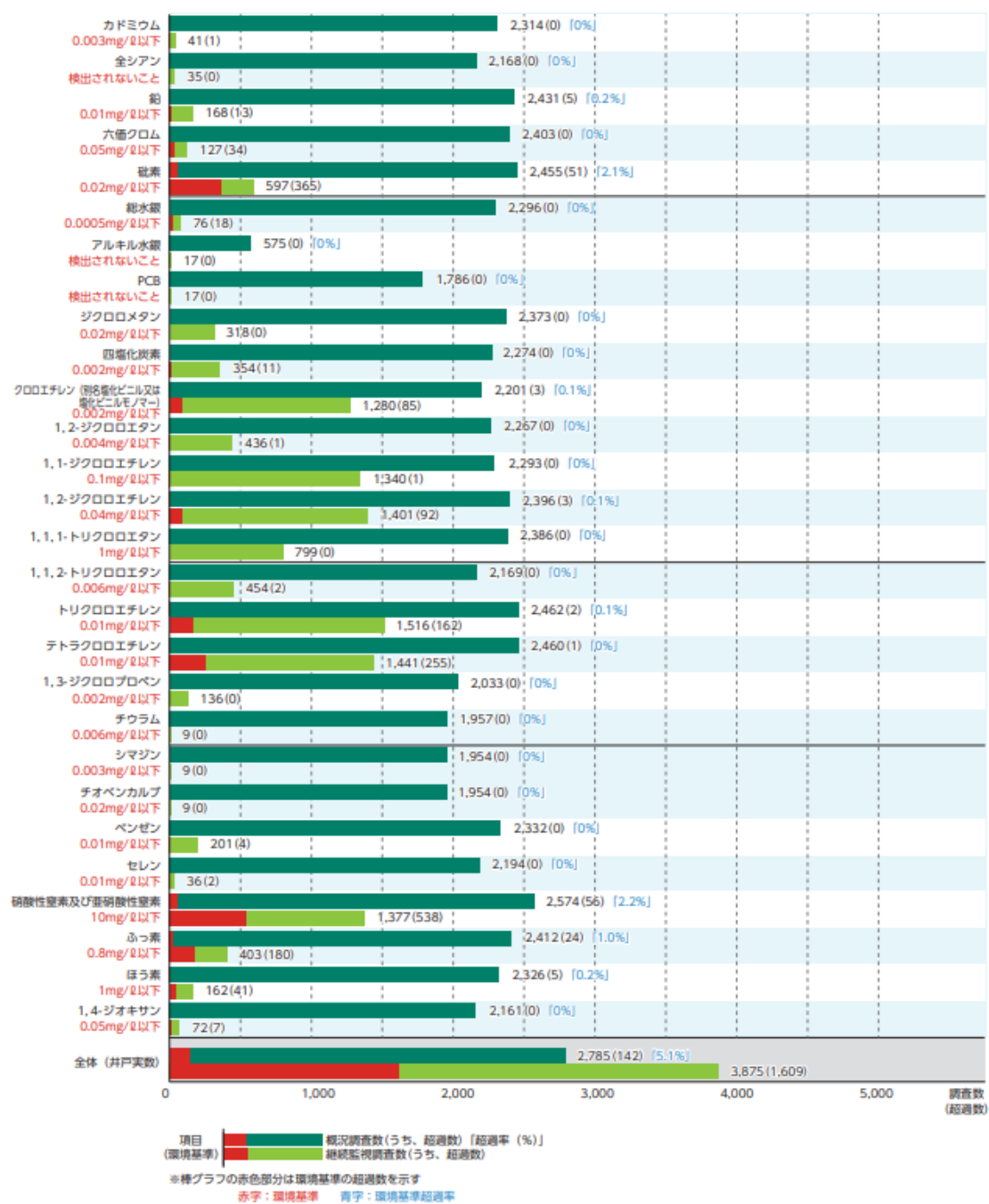


図 8 令和5年度地下水質測定結果

図：令和7年版環境白書より引用

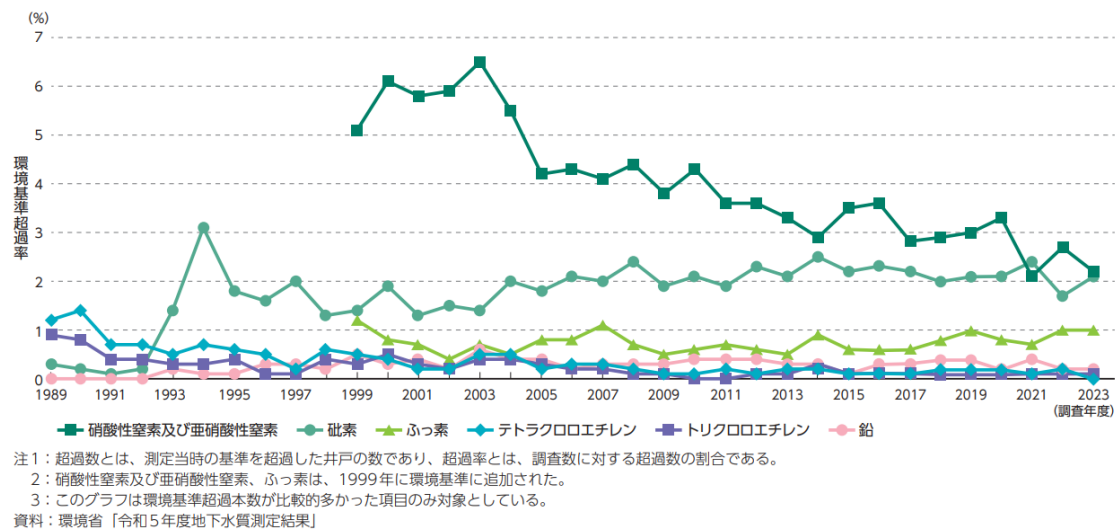


図 9 地下水の水質汚濁に係る環境基準の超過率（概況調査）の推移

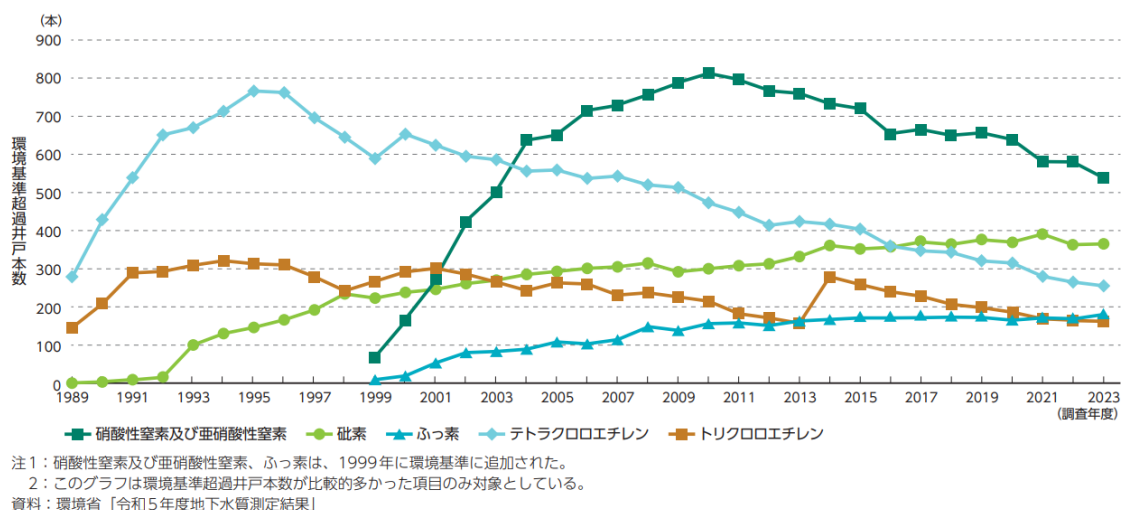


図 10 地下水の水質汚濁に係る環境基準の超過本数（継続監視調査）の推移

図：令和7年版環境白書より引用

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づき、都道府県等は環境基準に設定されている項目について、公共用水域及び地下水の水質の常時監視を行っている。また、要監視項目についても、都道府県等の地域の実情に応じ、公共用水域等において水質測定が行われている。

【水質汚濁防止法】（環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

「水質汚濁防止法」では、汚水または廃液を排出する特定施設等を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される排水又は地下に浸透する浸透水について、28 の有害物質の排水基準又は地下浸透基準を定め、これらに適合しない排出・浸透を禁止している。特に、有害物質を使用又は貯蔵している施設については、地下水汚染の未然防止のため、構造基準の遵守や定期点検の実施を義務づけている。また、排水基準等に不適合の事業者について、基準等に適合させるように地方公共団体による事業者指導を徹底している。引き続き、これらの取組を円滑に実施する。

（取組事項に対する取組状況）

令和 6 年度中における法第 13 条第 1 項（特定施設の使用若しくは排水の排出）に基づく改善命令の件数は 10 件（

表 5 水質汚濁防止法に基づく改善命令の概要

）で、一時停止命令の発動件数は0件であった。法第13条の2第1項（特定施設の使用若しくは特定地下浸透水の浸透）に基づく改善命令の件数は0件で、一時停止命令の件数も0件であった。また、法第13条の3第1項（有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用）に基づく改善命令の件数は0件で、一時停止命令の件数も0件であった。また、法第14条の3第1項又は第2項（地下水の水質の浄化に係る措置命令等）に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は0件であり、法第23条第3項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も0件であった。なお、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は6,566件であり、公共用水域関係では5,648件、地下水関係では918件であった。

また、都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設において使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壌、地下水等について検査させることができる。令和6年度は、昼間立入が27,553件、夜間立入が200件で立入件数は計27,753件であった。なお、27,753件のうち、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に対する立入件数は2,111件であった。

令和6年度中における排水基準違反の件数は8事業場であり、違反摘発の契機について見ると、都道府県及び水質汚濁防止法政令市の調査によるものが0件で、海上保安庁の調査によるものが8件であった。

表 5 水質汚濁防止法に基づく改善命令の概要

○改善命令（第13条第1項）

違反業種・施設名	件数	違反のおそれがある物質・項目
09 食料品製造業	4	生物化学的酸素要求量、BOD、浮遊物質量、大腸菌群数
83 医療業	1	BOD、SS、大腸菌群数
24 金属製品製造業	1	トリクロロエチレン
95 その他のサービス業	2	水素イオン濃度、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量、BOD
16 化学工業	1	BOD
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	1	SS

（注）

1. 違反業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。

表：令和6年度水質汚濁防止法等の施行状況より引用

【土壌に係る環境基準】（環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき 29 項目（ダイオキシン類を除く。）が定められている。土壌環境基準は、地下水等の摂取に係る健康影響の防止の観点では水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準等に適合するようにする考え方で、食料を生産する機能の保全の観点では農用地土壌汚染防止法の対策地域の指定要件に準拠したものとする考え方で設定している。土壌環境基準の基準値の変更や項目の追加等について、科学的な判断の向上や、土壌汚染の状況等の変化に伴い、引き続き見直し作業を進める。

（取組事項に対する取組状況）

土壌環境基準については、土壌環境機能のうち、地下水等の摂取に係る健康影響を防止する観点と、食料を生産する機能を保全する観点から設定されており、既往の知見や関連する諸基準等に即し、現在 29 項目について設定されている。このうち、令和4年4月に水質に係る環境基準が見直された六価クロム等について、土壌環境基準の見直しに向けて必要な知見の収集等を行っている。

【土壌汚染対策法】（環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

「土壌汚染対策法」では、各都道府県、同法政令で定める市が把握している特定有害物質による土壌汚染の状況等を把握し、今後の土壌汚染対策の推進に資する資料として取りまとめている。この結果を踏まえ、課題の抽出や改善策の検討を行った上で、環境リスクの適切な管理を推進している。また、汚染土壌の運搬、管理の適正化を図り、適正な汚染土壌の処理を推進している。引き続き、これらの取組を円滑に実施する。

（取組事項に対する取組状況）

土壌汚染については、土壌汚染対策法に基づき、有害物質使用特定施設の使用の廃止時や、一定規模以上の土地の形質変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるときに土壌汚染状況調査が行われている。また、土地の取引の際や環境管理等の一環として自主的な土壌汚染の調査が行われることもあり、土壌汚染対策法ではその結果を申請できる制度も存在する。

都道府県等が把握している調査結果では、令和6年度に土壌環境基準又は土壌汚染対策法の土壌溶出量基準若しくは土壌含有量基準を超える汚染が判明した事例は1,194件であり、同法や都道府県等の条例に基づき必要な対策が講じられている（図11）。なお、事例を有害物質の項目別で見ると、ふっ素、鉛、ひ素等による汚染が多く見られる。

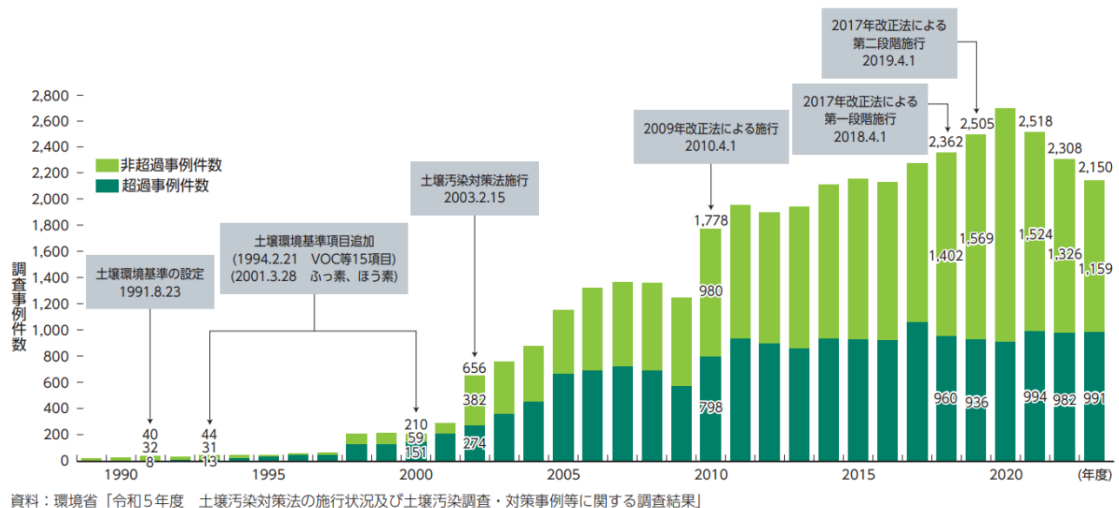


図 11 年度別の土壌汚染判明事例件数

図：令和8年版環境白書より引用

市街地等の土壌汚染対策については、土壌汚染対策法に基づき、令和6年度には、有害物質使用特定施設が廃止された土地の調査668件、一定規模以上の土地の形質変更の届出

の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事等が認め実施された調査 758 件、土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査 0 件、自主調査 251 件、汚染土壤処理施設の廃止又は許可が取り消された際の調査 3 件の合計 1,680 件行われ、同法施行以降の調査件数は、令和 6 年度までに 17,149 件となった。調査の結果、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準を超過しており、かつ土壤に含まれる有害物質の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため汚染の除去等の措置が必要な地域（以下「要措置区域」という。）として、令和 6 年度末までに 1,093 件指定されている（1,093 件のうち 759 件は解除）。また、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準を超過したものの、土壤に含まれる有害物質の摂取経路がなく、汚染の除去等の措置が不要な地域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として、令和 6 年度末までに 6,506 件指定されている（6,506 件のうち 2,318 件は解除）（図 1 2）。要措置区域においては、都道府県知事が汚染除去等計画の作成及び提出を指示することとされており、形質変更時要届出区域においては、土地の形質の変更を行う場合には、都道府県知事への届出が行われることとされている。また、汚染土壤を搬出する場合には、都道府県等への届出とともに、汚染土壤処理施設への搬出を管理票を用いて管理することとされており、これらにより、汚染された土地や土壤の適切な管理がなされるよう推進した。土壤汚染対策法に基づく土壤汚染の調査を的確に実施するため、調査を実施する機関は環境大臣又は都道府県知事の指定を受ける必要があるが、令和 8 年 3 月末時点で 666 件がこの指定を受けている。また、指定調査機関には、技術管理者の設置が義務付けられており、その資格取得のための土壤汚染調査技術管理者試験を令和 7 年 11 月に実施した。そのほか、低コスト・低負荷型の調査・対策技術の普及を促進するための実証試験等を行った。

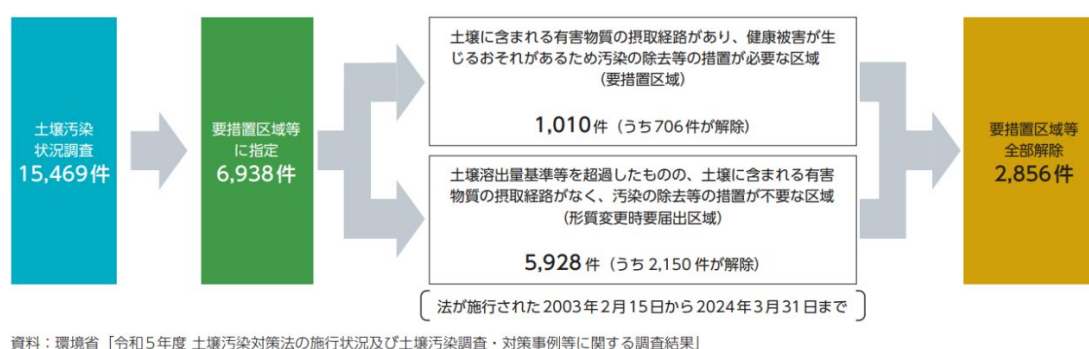


図 1 2 土壤汚染対策法の施行状況

図：令和 8 年版環境白書より引用

また、土壤制度小委員会において平成 29 年の法改正以降、改正法の施行 5 年が経過したことから、改正法の附則に基づく見直しを実施しており、令和 8 年 2 月に、水環境・土壤農薬部会土壤制度小委員会におけるこれまでの検討内容について「今後の土壤汚染対策の在り方に係る検討の中間まとめについて」として中間的に取りまとめた。

【農薬取締法】（農林水産省、環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

「農薬取締法」では、農薬の登録制度を設けることにより、最新の科学的知見に基づく審査を行い、効果があり、人の健康や環境に対して安全と認められたもののみ使用方法を定めた上で農薬として登録している。登録後も定期的に最新の科学的知見に基づき安全性等の再評価を行っている。引き続き科学的知見に基づき関係機関と連携して農薬の安全性確保に取り組んでいく。

（取組事項に対する取組状況）

農薬は、農薬取締法に基づき、定められた方法で使用した際の人の健康や環境への安全性が確認され、農林水産大臣の登録を受けなければ製造、販売等ができない。登録の可否を判断する要件のうち、作物残留、土壌残留、生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る基準（農薬登録基準）を環境大臣が定めている。

生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録基準は、必要に応じて個別農薬ごとに設定しており、令和7年度時点で約620の農薬を評価し、のべ約840の農薬登録基準を設定した。

また、農薬の環境影響評価の充実のため、評価対象生物種を順次拡大するとともに、既登録農薬のうち国内使用量が多いものを優先し、最新の科学的知見に基づく安全性等の再評価を進めている。令和7年度においては32成分について再評価を開始した。令和3年度～令和7年度の累計で、18農薬について生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録基準の見直しを実施した。

また、生活環境動植物に係る長期的な農薬ばく露の影響に関する評価の導入に向けて国内外の科学的知見の収集や中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会等での議論を踏まえ、令和8年1月26日に生活環境動植物に係る長期的な農薬ばく露の影響に関する評価について答申がなされた。

その他、ストックホルム条約第12回締約国会議において、新たにクロルピリホスを廃絶対象物質とすることが決定されたことを受け、同条約の国内担保措置として、令和8年7月に、農薬取締法関連省令を改正し、クロルピリホスを有効成分とする農薬の販売及び使用を禁止する措置を講じた。

【農用地土壌汚染防止法】（農林水産省、環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

「農用地土壌汚染防止法」では、人の健康保護及び農作物等の生育阻害の防止の観点から定められた特定有害物質 3 物質による農用地の土壌の汚染の防止及び除去のため、常時監視により汚染が発見された地域を、都道府県知事が農用地土壌汚染対策地域として指定することができる。当該対策地域については、対策計画を策定した上で、客土等の土壌汚染対策を実施している。また、特定有害物質及びその他の物質に関する知見の集積等を進めている。引き続き、これらの取組を着実に進めていく。

（取組事項に対する取組状況）

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に定める特定有害物質（カドミウム、銅及びヒ素）による農用地の土壌汚染の実態を把握するため、汚染のおそれのある地域を対象に細密調査が実施されており、令和 6 年度は 6 地域 56.5ha において調査が実施された。

これまでに基準値以上の特定有害物質が検出された、又は検出されるおそれが著しい地域（以下「基準値以上検出等地域」という。）は、令和 6 年度末時点で累計 134 地域 7,572ha であり、同法に基づく対策等が講じられている。

農用地の土壌汚染対策は、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づいて実施されている。基準値以上検出等地域の累計面積（7,572ha）のうち、対策地域の指定がなされた地域の累計面積は令和 6 年度末時点で 6,609ha、対策事業等（県単独事業、転用を含む）が完了している地域の面積は 7,137ha であり、基準値以上検出等地域の面積の 94.3%になる。

表 6 農用地土壌汚染対策の進捗状況

(令和6年度末現在)

特定有害物質		①基準値以上検出等地域									
		②対策地域に指定された地域							⑨県単独事業完了等地域	⑩未指定地域	
		③対策計画が策定された地域					⑦対策事業実施中地域	⑧対策計画策定中地域			
		④対策事業等が完了した地域		⑤指定解除地域	⑥未解除地域						
面積		7,572 ha※	6,609 ha			6,524 ha	6,443 ha	6,443 ha	1 ha	81 ha	85 ha
地域数		134	73	73	73	73	3	10	1	81	22
							⑪対策事業等完了面積（＝④＋⑨）				7,137 ha
							⑫対策進捗率（＝⑪／①×100）				94.3 %

(上段：面積，下段：地域数)

- 注) (1)「基準値以上検出等地域」は、前年度までの細密調査等の結果によるものである。
- (2)縦の欄の面積、地域数を加算したものが、合計欄のそれと一致しないのは、重複汚染があるためである。
- (3)横の欄の地域数を加算したものが、合計及び「基準値以上検出等地域」と一致しないのは、部分解除した地域、一部対策事業が完了した地域等があるためである。また、「対策事業が完了した地域」には、一部対策事業が完了した地域が含まれる。
- (4)面積の数値は小数点以下第1位を四捨五入したものである。
- (5)「対策計画が策定された地域」のうち、「対策事業等が完了した地域」は、国の助成に係る対策事業の面工事が完了している地域及び他用途転用面積である。
- (6)「県単独事業完了等地域」には、他用途転用等により被害が見られなくなった面積を含む。
- (7)表中※部分については、一部地域において⑤指定解除地域と⑨県単独事業完了等地域に重複が認められたことから、昨年度の報告と比較し面積が減少(昨年度比20 ha減)している。

表：令和6年度農用地土壌汚染防止法の施行状況より引用

【水銀による環境の汚染の防止に関する法律】（経済産業省、環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「水銀汚染防止法」という。）では特定の水銀使用製品の製造、特定の製造工程における水銀等の使用、水銀鉱の掘採及び水銀等を使用する方法による金の採取等を禁止している。また、水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理の指針を定めるとともに、貯蔵状況、管理状況の報告を求める等の措置を講じている。

（取組事項に対する取組状況）

水銀による地球規模での環境汚染から人の健康と環境を保護するため、平成 25 年 10 月に我が国で開催された外交会議において、水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」という。）が採択された。水俣条約は平成 29 年 8 月に発効し、同日、水銀汚染防止法が施行された。水俣条約第 4 回及び第 5 回締約国会議（COP4 及び COP5）にて決定した水銀使用製品（一般照明用の蛍光灯等）の製造規制を実施するため、令和 6 年 12 月には、水銀汚染防止法施行令を改正した。新たに特定水銀使用製品に追加し、その製造を禁止するのは、次に掲げる製品（一般照明用の蛍光灯、水銀を含む電池等）である。製品に応じ、令和 8 年 1 月 1 日、令和 9 年 1 月 1 日、令和 10 年 1 月 1 日より段階的に施行することとしている。

「水銀汚染防止法」は、水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止するため、水銀の掘採、特定の水銀使用製品の製造、特定の製造工程における水銀等の使用及び水銀等を使用する方法による金の採取を禁止するとともに、水銀等の貯蔵及び水銀を含有する再生資源の管理等について定めた法律である。水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理に関する報告書は、事業所ごとに毎年度（4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間）、所定の様式に記載した報告書を作成し、これをその翌年度の 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に、国（事業所管省庁）に提出することとなっている。

水銀汚染防止法施行後 8 回目の報告となる令和 6 年度の結果（対象期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）をウェブサイト公表している。水銀等の貯蔵に関する報告を行った事業所は全国で 52 事業所、報告された水銀等の年度末貯蔵量は計 182,941kg であった。また、水銀含有再生資源の管理に関する報告を行った事業所は全国で 42 事業所であった。また、報告された水銀含有再生資源は「非鉄金属製錬スラッジ」、「歯科用アマルガム」、「分析用途で使用された水銀」、「製品から回収された水銀」、「酸化銀電池」等であった。

表 7 特定水銀使用製品に追加し、その製造を禁止するもの

	品目	規制開始
1	ボタン形亜鉛酸化銀電池及びボタン形空気亜鉛電池	令和 8 年 1 月
2	一般照明用のコンパクト形蛍光灯（CFL.ni）	令和 9 年 1 月
3	一般照明用の電球形蛍光灯（CFL.i）	令和 8 年 1 月又は令和 9 年 1 月
4	電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光灯（CCFL）及び外部電極蛍光灯（EEFL）	令和 8 年 1 月
5	電気式の圧力計（溶融圧力トランスデューサ、溶融圧力トランスミッターと溶融圧力センサ）※1	令和 8 年 1 月
6	一般照明用の直管形蛍光灯（LFLs）	令和 9 年 1 月又は令和 10 年 1 月
7	2、3、6 以外の一般照明用の蛍光灯（環形蛍光灯等）（NFLs）	令和 9 年 1 月又は令和 10 年 1 月

※1 水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において、大規模な装置に取り付けられたもの又は高精度の測定に使用されるものを除く。

【ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策】（環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

「ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号。以下「ダイオキシン法」という。）」では、非意図的に生成されるダイオキシン類の対策を進めている。ダイオキシン類の削減対策を進めるため、国内削減計画に基づき削減対策を推進するとともに、汚染状況の調査、排出源からの発生状況の把握と排出インベントリの作成を実施し、これらにより同計画の目標達成状況の把握や総合的な検証を行っている。引き続き、これらの取組を適切に推進していく。

（取組事項に対する取組状況）

平成 11 年 3 月に策定された「ダイオキシン対策推進基本指針（以下「基本指針」という。）」及び平成 11 年に成立したダイオキシン法の二つの枠組みにより、ダイオキシン類対策が進められた。令和 6 年におけるダイオキシン類の排出総量は、削減目標量（平成 23 年以降の当面の間において達成すべき目標量）を下回っている。

令和 6 年の廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出量は、平成 9 年から約 99%減少した。この結果については、規制強化や基準適合施設の整備に係る支援措置等によって、排出基準やその他の構造・維持管理基準に対応できない焼却施設の中には、休・廃止する施設が多数あったこと、また基準に適合した施設の新設整備が進められていること（廃棄物処理体制の広域化、廃棄物処理施設の集約化を含む。）が背景にあったものと考えられる。

ダイオキシン類対策は、基本指針及びダイオキシン法の二つの枠組みにより進められている。平成 11 年 3 月に策定された基本指針では、排出インベントリ（目録）の作成、測定分析体制の整備、廃棄物処理・リサイクル対策の推進等を定めている。ダイオキシン法では、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排水に関する規制、廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に関する規制、汚染状況の調査、土壤汚染に係る措置、国の削減計画の策定等が定められている。基本指針及びダイオキシン法に基づき国の削減計画で定めたダイオキシン類の排出量の削減目標が達成されたことを受け、平成 24 年に国の削減計画を変更し、新たな目標として、当面の間、改善した環

境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続することとした。令和6年における削減目標の設定対象に係る排出総量は、92g-TEQ/年で、削減目標量176g-TEQ/年を下回っている。

ダイオキシン法に定める排出基準の超過件数は、令和6年度は大気基準適用施設で27件、水質基準適用事業場で1件、合計28件（令和5年度45件）であった。また、令和6年度において、同法に基づく命令が発令された件数は、大気関係6件、水質関係0件で、法に基づく命令以外の指導が行われた件数は、大気関係520件、水質関係24件であった。

ダイオキシン類による土壤汚染対策については、環境基準を超過し、汚染の除去等を行う必要があるものとして、令和6年度末までに6地域がダイオキシン類土壤汚染対策地域に指定され、対策計画に基づく事業が完了している。また、ダイオキシン類に係る土壤汚染対策を推進するための各種調査・検討を実施しており、令和3年度末に「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル」等を改定し、公表した。

【労働安全衛生法】（厚生労働省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

「労働安全衛生法」では、労働者の安全と健康の確保のため、事業者に対し化学物質のばく露等防止対策を義務付けている。令和4年には、労働安全衛生法関係法令が改正され、事業者がリスクアセスメントを実施し、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に選択し実施する自律的管理が導入され、併せて化学物質管理体制の強化を行った。こうした施策を円滑に実施するため関連する制度等の整備を進めていく。

（取組事項に対する取組状況）

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。さらに、化学物質による休業4日以上労働災害（がん等の遅発性疾患を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが約8割を占めている。

化学物質管理については、こうした物質の多様化や国際的な潮流に従い、国が特定の化学物質ごとに個別具体的に規制する方法から、危険・有害な物質について事業者等が自律的に管理する規制へ見直すため、令和4年2月及び5月に労働安全衛生関係法令の改正を行い、令和6年4月に全面施行された。

具体的には、国が危険性・有害性を確認した化学物質について、順次リスクアセスメント対象物に追加を行い、化学物質の譲渡・提供者が、危険性・有害性情報をラベル表示するとともに、譲渡・提供する相手方に対して文書（SDS）を交付して成分・含有量等の危険性・有害性情報を通知する義務を負うこととした。また、譲渡・提供を受けた事業者は

リスクアセスメントを行うとともに、その結果に基づき、労働者のばく露低減措置を講ずるなど自律的な管理体制を整えることとした。加えて、国は、リスクアセスメント対象物のうち、厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場において、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度の上限值として、濃度基準値を順次設定している。これらの取組により、職場における化学物質による健康障害防止対策を一層推進する。

また、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が令和 7 年 5 月 14 日に公布された。化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設けることや、化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認めること（なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない）、個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図ることについて段階的に施行することで、化学物質による健康障害防止対策等を推進する。

【毒物及び劇物取締法】（厚生労働省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

「毒物及び劇物取締法」（以下「毒劇法」という。）では、毒物及び劇物について保健衛生上の見地から必要な取締を行っている。同法では、毒物又は劇物の指定に加え、毒物劇物営業者の登録制度、容器等への表示、販売（譲渡）の際の手続、盗難・紛失・漏洩等の防止の対策、運搬・廃棄等の基準等を定めており、毒物及び劇物の不適切な流通や漏洩等が起きないように、各地方公共団体とも連携して、営業者等に対する指導等を実施している。規制対象の見直し等については、引き続き、新たな知見を踏まえ、必要に応じて薬事審議会等において審議等を行い、見直しを進めていく。

（取組事項に対する取組状況）

毒劇法に基づき、急性毒性の観点から保健衛生上の危害の発生が懸念される化学物質を毒物又は劇物に指定し、毒物又は劇物の取扱事業者などに対する規制を実施している。なお、令和 8 年 3 月末までに、同法に基づき 133 項目を毒物に指定し、433 項目を劇物に指定している。毒物又は劇物の盗難・紛失・漏洩等の事故事例は年度ごとに取りまとめ、ウェブサイト公表している。

【建築物における衛生的環境の確保に関する法律】（厚生労働省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下「建築物衛生法」という。）において、室内空気中の化学物質の濃度として、ホルムアルデヒドについて建築物環境衛生管理基準を定めている。

（取組事項に対する取組状況）

「建築物衛生法」に基づき、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校などの用途に供される建築物で相当の規模を有するもの（特定建築物）については、特定建築物の維持管理について権原を有する者（特定建築物維持管理権原者）に対して建築物環境衛生管理基準に従って維持管理するよう義務づけるなど、建築物内の衛生の確保を図っており、また、建築物の衛生管理については、空気環境、給排水、清掃、ねずみ等防除と多岐にわたっており、建築物清掃業などの8業種について都道府県知事の登録制度が設けられている。

建築物衛生法において、空気調和設備とは、「エア・フィルター、電気集じん機等を用いて外から取り入れた空気等を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。）することができる機器及び附属設備の総体」すなわち、浄化、温度、湿度、流量の調節の4つの機能を備えた設備のことを言い、空気調和設備を設けている場合は、居室において、基準におおむね適合するように、空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給する必要がある。また、厚生労働大臣が定める「空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」に従い、空気調和設備の維持管理に努めなくてはならない。当該基準においては、ホルムアルデヒドの量について 0.1 mg/m^3 以下（＝0.08 ppm 以下）としている。

【学校保健安全法】（文部科学省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準では、ホルムアルデヒド等の6のVOCについて学校における基準を定めている。

（取組事項に対する取組状況）

厚生労働省における室内空気中化学物質の室内濃度指針値の改定及び標準的測定方法の見直しが行われたことを踏まえ、学校環境衛生基準における、エチルベンゼンの基準等が改正され、令和8年4月1日から施行された。

【オゾン層保護法】（経済産業省、環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（以下「オゾン層保護法」という。）では、気候に影響を及ぼす潜在的な影響に配慮しつつオゾン層の保護を図ることを目的に、フロン類の製造等の規制を講じている。平成 28 年にモントリオール議定書のキガリ改正が採択されたことを受け、平成 30 年に改正し、国内における代替フロンの製造・輸入を規制することによる段階的な削減を進めてきた。

（取組事項に対する取組状況）

我が国では、「オゾン層保護法」等に基づき、モントリオール議定書に定められた規制対象物質の製造規制等の実施により、同議定書の規制スケジュールに基づき生産量及び消費量（＝生産量＋輸入量－輸出量）の段階的削減を行っている。HCFC については令和元年末に生産・消費が全廃された。

オゾン層保護法では、特定物質を使用する事業者に対し、その排出の抑制及び使用の合理化に努力することを求めており、特定物質の排出抑制・使用合理化指針において具体的措置を示している。ハロンについては、モントリオール議定書締約国会合における決定に基づき、「国家ハロンマネジメント戦略」を策定し、ハロンの回収・再利用、不要・余剰となったハロンの破壊処理等の適正な管理を進めている。

開発途上国においては、二国間クレジット制度(JCM)を利用した代替フロンの回収・破壊スキームの導入補助事業やモントリオール議定書の円滑な実施等を支援するために同議定書の下に設けられた多数国間基金等を使用した二国間協力事業等を実施した。

また、令和元年 12 月の COP25 を機に、フロン類のライフサイクル全般にわたる排出抑制対策を国際的に展開していくための枠組みである、フルオロカーボン・イニシアティブを、我が国のリーダーシップにより設立した。

また、オゾン層保護法第 22 条第 2 項の規定に基づき、毎年度、オゾン層の状況、特定物質等（オゾン層保護法に基づき生産などが規制されているフロンなど）の大気中濃度、太陽紫外線の状況の監視結果を取りまとめて公表している。令和 6 年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書について、令和 8 年 2 月に公表した。

【フロン排出抑制法】（経済産業省、環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」という。）では、フロン類の大気中の排出を抑制することを目的に、フロン類の使用の合理化や管理の適正化等の措置を講じている。令和元年 6 月に、業務用冷凍・空調機器の廃棄時にフロン類回収が確実に行われるよう改正した。これらの措置により、今後も引き続きフロン類の排出削減を進めていく。

(取組事項に対する取組状況)

我が国では、主要なオゾン層破壊物質の生産及び消費は令和元年末に全廃されたが、オゾン層保護推進のためには、現在も市中で使用されている、特定フロンを充填した冷凍空調機器廃棄時の徹底した冷媒回収が必要である。加えて、特定フロンから転換が進み排出量が年々増加する HFC は強力な温室効果ガスであり、HFC を含めたフロン類の排出抑制対策は、地球温暖化対策の観点からも重要である。

このため、家庭用の電気冷蔵庫・冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機及びルームエアコンについては家電リサイクル法に、業務用冷凍空調機器についてはフロン排出抑制法に、カーエアコンについては自動車リサイクル法に基づき、これらの機器の廃棄時に機器中に冷媒等として残存しているフロン類の回収が義務付けられている。回収されたフロン類は破壊又は再生の方法で適正処理されることとなっている。

フロン排出抑制法には、冷媒フロン類に関して、業務用冷凍空調機器の使用時漏えい対策、機器の廃棄時にフロン類の回収行程を書面により管理する制度、都道府県知事に対する廃棄者等への指導等の権限の付与、機器整備時の回収義務等が規定されている。これらに基づき、都道府県の法施行強化、関係省庁・関係業界団体による周知など、フロン類の管理の適正化について、一層の徹底を図っている。

令和 8 年 2 月に、冷媒としてフロン類の使われている第一種特定製品（業務用の冷凍・空調機器）について、算定漏えい量、充填量・回収量、再生量・破壊量に係る令和 6 年度分の報告結果をとりまとめ、公表した。

機器廃棄時の冷媒回収実施台数は約 132 万台で、回収量は約 3,894 トン（3 冷媒合計）となっている。改修実施台数・回収量はいずれも近年増加傾向となっている。

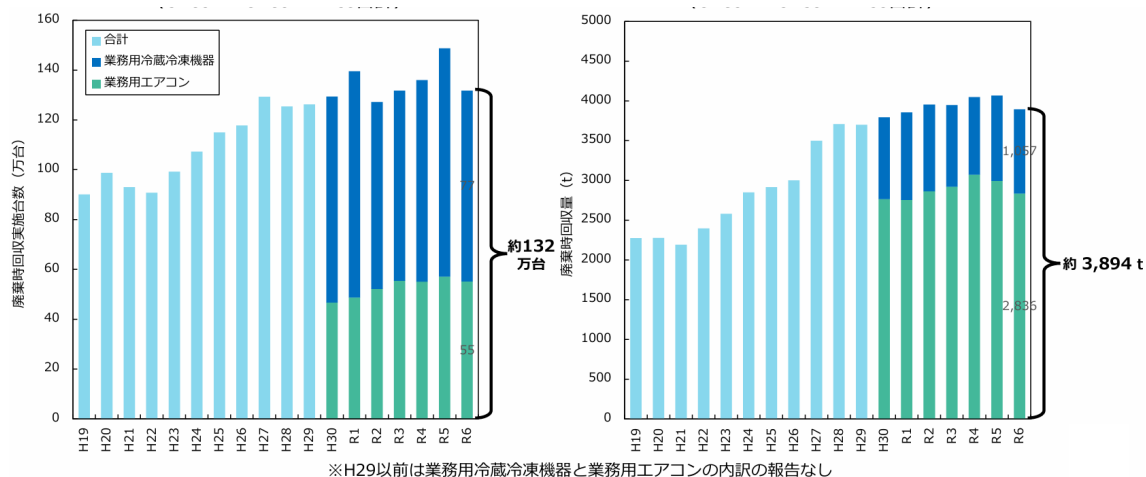


図 1 3 (左) : 機器廃棄時に冷媒回収を実施した台数

図 1 4 (右) : 機器廃棄時に回収された冷媒の量

また、近年の破壊量は減少傾向である一方、再生量は増加傾向となっている。CFCs・HCFCs（特定フロン）の再生量は、再生量全体の約3割を占めている。

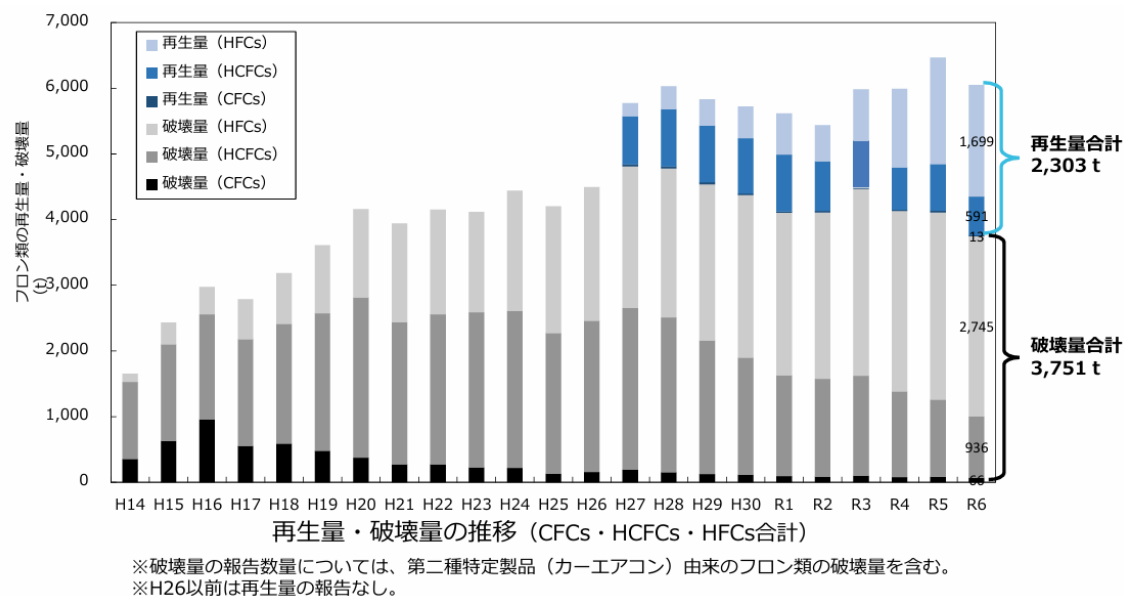


図 15 再生量・破壊量の推移

図：令和6年度のフロン類に関する報告結果についてより引用

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】（環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）では、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」を特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「特別管理廃棄物」という。）として規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っている。

（取組事項に対する取組状況）

事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する必要がある、特別管理廃棄物の処理に当たっては、特別管理廃棄物の種類に応じた特別な処理基準を設けることなどにより、適正な処理を確保している。また、その処理を委託する場合は、特別管理廃棄物の処理業の許可を有する業者に委託する必要がある。これまでに表 8 に示すものを特別管理廃棄物として指定している。

表 8 特別管理産業廃棄物

区分	主な分類	概要
特別管理一般廃棄物	PCB使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品
	廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収したもの
	ばいじん	ごみ処理施設のうち、集じん施設によって集められたもの
	ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたものでダイオキシン類を含むもの
	感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く）
	廃酸	著しい腐食性を有するpH2.0以下の廃酸
	廃アルカリ	著しい腐食性を有するpH12.5以上の廃アルカリ
	感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される産業廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの
	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが染みこんだ汚泥、PCBが塗布され若しくは染みこんだ紙くず、PCBが染みこんだ木くず若しくは繊維くず、PCBが付着・封入されたプラスチック類若しくは金属くず、PCBが付着した陶磁器くず若しくはがれき類
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したものでPCBを含むもの
	廃水銀等	水銀使用製品の製造の用に供する施設等において生じた廃水銀又は廃水銀化合物、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥
	鉱さい	重金属等を一定濃度以上含むもの
	廃石棉等	石棉建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉塵発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
	燃え殻	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
	ばいじん	重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
	廃油	有機塩素化合物等、1,4-ジオキサンを含むもの
	汚泥、廃酸、廃アルカリ	重金属等、PCB、有機塩素化合物、農薬等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」より環境省作成

表：令和7年版環境白書より引用

安全・安心がしっかりと確保された循環型社会を形成するため、有害物質を含むものについては、適正な管理・処理が確保されるよう、その体制の充実を図る必要がある。

石綿に関しては、その適正な処理体制を確保するため、廃棄物処理法に基づき、引き続き石綿含有廃棄物の無害化処理認定に係る事業者からの相談等に対応した。

埋設農薬に関しては、計画的かつ着実に処理するため、農薬が埋設されている県における、処理計画の策定等や環境調査に対する支援を引き続き実施した。

【ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法】（環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB 廃棄物特別措置法」という。）では、PCB 廃棄物の処分期間内の処分の義務づけ等、期限内処理を確実にするための事項が定められている。PCB 廃棄物のうち、高濃度 PCB 廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）により全国 5 箇所の高濃度 PCB 廃棄物処理施設において、平成 16 年から約 20 年間、高濃度 PCB 廃棄物の処理を行った結果、PCB 特措法に基づき届け出られ、JESCO に登録された大量の高濃度 PCB 廃棄物の処理を完了させ、令和 8 年 3 月末に処理事業を終了した。しかし、JESCO 事業が終了した後に廃ビルの解体等により高濃度 PCB 廃棄物が少量かつ散発的に発見される可能性があり、これらを適正に処理するため、民間の処理施設における新たな処理体制の整備を進めていく。

低濃度 PCB 廃棄物についても確実な処理に向け、無害化処理認定や技術的検討等を行っている。これらの取組を引き続き着実に進めていく。

（取組事項に対する取組状況）

高濃度 PCB 廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の全国 5 か所（北九州、豊田、東京、大阪、北海道（室蘭））の PCB 処理事業所における処理を令和 8 年 3 月末に終了した。現在、処理装置の内部に残存する PCB を除去・分別しながら、処理施設の解体撤去を行っており、引き続き、処理施設の周辺環境等のモニタリングを行うなど、安全・安心な情報発信等を行っている。また、今後新たに発見される高濃度 PCB 廃棄物の処理体制の確保に向けて有識者検討会にて検討を行っている。

低濃度 PCB 廃棄物は、民間事業者（環境大臣認定の無害化認定業者又は都道府県許可の特別管理産業廃棄物処理業者（令和 8 年 3 月末時点でそれぞれ 31 事業者及び 2 事業者））によって処理が進められている。また、令和 7 年 4 月 1 日から PCB 廃棄物処理基金を活用して、費用負担能力の小さい中小企業者等による低濃度 PCB 廃棄物の処理を円滑に進めるための助成を行っている。

令和 8 年 3 月 26 日には第 39 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会を開催し、高濃度 PCB 廃棄物の処理の進捗状況や、低濃度 PCB に係る課題等の対応状況について議論している。PCB 廃棄物特別措置法に定める PCB 廃棄物の処理期限を迎えた後の処理について、令和 8 年 6 月 12 日に PCB 廃棄物特別措置法の改正法が成立した。

【消費者安全法】（消費者庁）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

「消費者安全法」では、消費生活上の化学物質関連事故の未然防止に向けた情報提供として、関係機関等から消費生活上の事故情報を広く収集し、誰でも自由に事故情報を検索・閲覧することができる「事故情報データベースシステム」を開設し、その中で化学物質に関する事故を含む情報提供等を実施している。今後も引き続き、情報の収集・提供を継続的に実施していく。

（取組事項に対する取組状況）

消費者安全法は、平成 20 年 6 月に閣議決定された「消費者行政推進基本計画」を踏まえ、平成 21 年 5 月に消費者庁関連三法の一つとして成立し、同年 9 月、消費者庁の設置と共に施行された。これにより、消費者事故等の発生に関する情報が消費者庁に一元的に集約され、消費者被害の発生又は拡大防止のための各種措置が講じられるようになった。

消費者庁（内閣総理大臣）は、これらの通知により得た情報等が消費者安全の確保を図るために有効に活用されるよう、迅速かつ適確に情報等を集約・分析し、その結果を取りまとめ、関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターに提供する。また、消費者庁（内閣総理大臣）は、取りまとめた結果を消費者委員会に報告し、国民に対して公表するとともに、国会に報告を行う。

なお、消費者庁に通知された重大事故等については、定期的に事故の概要等を公表している。

消費者安全法の規定に基づき令和 7 年度に消費者庁（内閣総理大臣）に通知された消費者事故等は 1 万 4,598 件で、令和 6 年度の 1 万 4,461 件から 0.9%増加した。内訳は、同法第 12 条第 1 項等の規定に基づいて通知された重大事故等が 2,036 件（令和 6 年度 1,849 件、前年度比 10.1%増）、同条第 2 項等の規定に基づいて通知された消費者事故等が 1 万 2,562 件（令和 6 年度 1 万 2,612 件、前年度比 0.4%減）であった。

このうち、生命身体事故等は 5,990 件（令和 6 年度 5,471 件、前年度比 9.5%増）、重大事故等を除く生命身体事故等は 3,954 件（令和 6 年度 3,622 件、前年度比 9.2%増）、財産事案は 8,608 件（令和 6 年度 8,990 件、前年度比 4.2%減）であった（図 16）。



(備考) 1. 消費者安全法の規定に基づき、行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長から消費者庁に通知された消費者事故等の件数。
 2. 「重大事故等」とは、消費者安全法第12条第1項等の規定に基づき通知された重大事故等のこと。

図 1 6 消費者安全法の規定に基づき消費者庁に通知された消費者事故等の件数の推移
 図：令和 8 年度消費者白書より引用

【有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律】(厚生労働省)

(GFC 国内実施計画における取組事項)

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」(以下「家庭用品規制法」という。)では、有害物質を含有する家庭用品について保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、国民の健康の保護に資することを目的に、必要な規制を行っている。関連して、家庭用品への適切な使用状況を確認する必要がある物質のスクリーニングを行うため、有害性やばく露ポテンシャルを踏まえたスクリーニング手順である「検討対象物質選定スキーム」を策定し、検討を進めている。

また、化学物質が原因であることが推定された重大製品事故については、消費者庁等の関係省庁と連携の上、速やかに消費者へ情報提供している。また、家庭用品の使用に伴う健康被害の未然防止のため、家庭用品に係る健康被害事例をとりまとめて公表し、事業者に対し製品の安全対策に係る取組を促すとともに、消費者に対する注意喚起を行っている。今後も引き続き取組の着実な実施を進めていく。

(取組事項に対する取組状況)

家庭用品に含有される有害物質による健康被害を防止するため、家庭用品規制法に基づき、繊維製品、家庭用の洗剤、家庭用エアゾール製品等について規制基準を定めている。令和 8 年 3 月末までに、21 物質群を指定している。

また、消費生活用製品による重大製品事故のうち、家庭用品規制法により対応すべきも

のと認められるときは、公表等適宜対応を行うこととしている。さらに、公益財団法人日本中毒情報センター及び一般社団法人皮膚安全性症例情報ネット（SSCI-Net）の協力を得て収集した家庭用品に係る健康被害の情報を取りまとめ、公表して周知を図っている。

【家庭用品品質表示法】（消費者庁）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

「家庭用品品質表示法」（以下「家表法」という。）では、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の商品選択・合理的使用に資することにより、その利益を保護することを目的として、表示に関する必要な規制を行っている。具体的には、一部の家庭用品について成分や使用上の注意等の表示の義務付けを行うとともに、表示の適正化を図るためにホームページやガイドブック等による周知啓発、必要に応じた表示の標準の見直し、各地方公共団体における立入検査等による家表法で定める表示に関する監視・指導を毎年度実施している。引き続き、家表法に基づく、表示の適正化を図るとともに、必要に応じて、表示の見直しを図っていく。

（取組事項に対する取組状況）

消費者庁では、家表法の普及啓発のため、広報資料を地方公共団体等に対し配布するとともに、令和6年度には、関係省庁、地方自治体等が主催する講習会等に3件の講師派遣を行った。

また、令和6年度に家表法の違反被疑事案として消費者庁が調査した件数（延べ事業者数）は95件であった（成分や使用上の注意等の表示に関係しないものを含む。）。新規受付件数76件の内訳は、家表法第24条の規定に基づき権限を委任された地方自治体が実施した立入検査が33件、事業者からの自主申告が23件、消費者等からの情報提供（家表法第10条第1項に基づく申出を含む。）が20件であった。なお、違反被疑事案処理件数は69件であった。このうち、家表法第3条第1項に規定する表示事項を表示していない、又は表示に関する遵守事項を遵守していないものとして、51事業者に対し指導を行った。

【食品衛生法】（消費者庁）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

「食品衛生法」では、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制等を行っており、食品用器具・容器包装については、その材質が合成樹脂であるものについては、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度を設けている。加えて、器具・容器包装の材質毎に重金属等の規格等を設定している。引き続き、食品用器具・容器包装に含まれる化学物質の科学的知見に基づく安全性評価を踏まえ、食品の安全性の確保を図っていく。

(取組事項に対する取組状況)

令和 2 年 6 月 1 日に導入された器具・容器包装ポジティブリスト制度は、令和 7 年 5 月 31 日に経過措置が満了し、円滑に運用されているところである。経過措置期間満了にあわせて、器具・容器包装に係る規格基準を改正し、合成樹脂製器具・容器包装の材質別規格として総溶出物規格を設けた。これにより、ポジティブリスト制度の対象外である意図せず混入する化学物質等に関しても、これまで以上に適切に管理していくこととした。

また、令和 7 年 4 月 28 日には、器具・容器包装に第一種特定化学物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質をいう。）を原材料として用いてはならないこととする規制を開始した。

(イ) A4：不法貿易と取引の予防

化学物質と廃棄物の全ての不法貿易と取引の効果的な防止については、以下の 2 つの国際協定に基づき取組を進めている。

【バーゼル法の適切な施行や周知徹底によるバーゼル条約の履行】

(経済産業省、環境省)

(GFC 国内実施計画における取組事項)

「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（以下「バーゼル条約」という。）には、我が国は同条約を実施するために「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（平成 4 年法律第 108 号。以下「バーゼル法」という。）を制定し、平成 5 年に同条約への加入書を寄託し、同年に我が国について効力を生じた。バーゼル法を適切に施行するとともに、輸出入事業者等への法規制に関する周知徹底を図ることで、条約の義務の履行を進めている。引き続きバーゼル法の適切な施行や周知徹底を行う。

(取組事項に対する取組状況)

バーゼル条約及びバーゼル法に基づき、有害廃棄物等の輸出入の厳正な管理を行っている。令和 5 年のバーゼル法に基づく輸出入の状況は、表 9 のとおり。

表9 バゼル法に基づく輸出入の状況（令和5年）

	重量（トン）	相手国・地域	品目	輸出入の目的
輸出	257,202 (228,704)	台湾 ベルギー マレーシア フィリピン 等	プラスチック	プラスチックの再生または回収
			銅くず	金属回収等
			亜鉛くず	
			石炭灰等	
輸入	1,898 (2,630)	台湾 フィリピン タイ 等	金属含有スラッジ	金属回収等
			電子部品スクラップ等	

注：（ ）内は、2022年の数値を示す。

資料：環境省、経済産業省

表：令和7年版環境白書より引用

外務省及び環境省は、我が国に誘致した UNEP 国際環境技術センター（UNEP/IETC）の運営経費を拠出している。UNEP/IETC は、平成 28 年の国連環境総会決議（UNEA2/7）で廃棄物管理の世界的な拠点として位置付けられ、主に廃棄物管理を対象に、開発途上国等に対し、研修及びコンサルティング業務の提供、調査、関連情報の蓄積及び普及等を実施している。

バーゼル条約については、2019 年のバーゼル条約第 14 回締約国会議（COP14）にて規制対象物に廃プラスチックを加える附属書改正が決議され、令和 3 年 1 月 1 日より改正附属書が発効している。本改正について、我が国では令和 2 年 10 月にプラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準を公表し、規制対象となるプラスチックの範囲を明確化することで、改正附属書の着実な実施を行っている。

令和 4 年 6 月に開催されたバーゼル条約第 15 回締約国会議（COP15）においては、同条約の附属書を改正し、非有害な電気・電子機器廃棄物についても条約の規制対象とすることなどが決定され、令和 7 年 1 月 1 日より改正附属書が発効している。本改正についても、我が国では令和 6 年 10 月に電気・電子機器廃棄物の輸出入に係るバーゼル法該非判断基準を公表し、規制対象となる電気及び電子機器廃棄物の範囲を明確化することで、改正附属書の着実な実施を行っている。加えて COP15 では我が国がリード国を務めた有害廃棄物の陸上焼却に関するガイドライン、水俣条約において考慮することとされている水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインが採択に至った。

令和 5 年 5 月に開催されたバーゼル条約第 16 回締約国会議（COP16）においては、我が国が英国、中国と共にリード国を務めたプラスチック廃棄物の適正処理に関するガイドラインや、POPs 廃棄物の環境上適正な管理に関する総合技術ガイドライン等が採択に至った。

また、バーゼル条約の円滑な運用のための国際的な連携強化を図るため、我が国主催の有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを令和 7 年 12 月にインドネシアにおいて開催し、アジア太平洋地域の 12 の国と地域及び関係国際機関が参加した。

化学物質・廃棄物関連 3 条約の締約国会議である、ストックホルム条約第 12 回締約国会議、バーゼル条約第 17 回締約国会議及び国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（以下「ロッテルダム条約」という。）第 12 回締約国会議が、令和 7 年 4 月 28 日～5 月 9 日（現地時間）の日程で、ジュネーブ（スイス連邦）において合同開催された。バーゼル条約第 17 回締約国会議は 4 月 28 日～5 月 7 日に実施されている。主な議題として、戦略枠組みの改善に関する検討、輸出相手国への事前通告・輸入国における同意回答手続（PIC 手続）の改善に係る検討、附属書Ⅳの見直しの検討、POPs 廃棄物等に関する各技術ガイドラインの検討について議論され、バーゼル条約については、同条約の附属書を改正し、2030 年に発効すること等が決定された。また、PIC 手続の改善に係る議論が行われた。

【ロッテルダム条約の履行】（外務省、経済産業省、環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

我が国は、平成 16 年に「ロッテルダム条約」を締結し、同年 9 月に国内において効力は発生した。条約附属書Ⅲに掲げる化学物質のほか、禁止または厳しく規制された化学物質を対象として条約上の義務を履行している。

（取組事項に対する取組状況）

化学物質・廃棄物関連 3 条約の締約国会議である、ストックホルム条約第 12 回締約国会議、バーゼル条約第 17 回締約国会議及びロッテルダム条約第 12 回締約国会議が、令和 7 年 4 月 28 日～5 月 9 日（現地時間）の日程で、ジュネーブ（スイス連邦）において合同開催された。ロッテルダム条約第 12 回締約国会議は令和 7 年 5 月 4 日から 5 月 9 日において実施されている。主な議題としては、附属書Ⅲへの対象化学物質の追加（カルボスルファン、フェンチオン）について議論され、当該物質について条約対象物質への追加が決定された。

(ウ) A5：国内禁止物質の輸出の届出・規制・禁止

我が国では、様々な国際協定を締結しているが、その中の主な国際協定への取組については、前項のバーゼル条約及びロッテルダム条約に加えて、以下のとおり。

【バーゼル条約・ロッテルダム条約の履行】

バーゼル条約・ロッテルダム条約については、A4 に記載のとおり。

【関連法令や国内実施計画に基づくストックホルム条約の履行】

(外務省、農林水産省、経済産業省、環境省)

(GFC 国内実施計画における取組事項)

「ストックホルム条約」には、我が国は平成 14 年 8 月に締結し、条約の廃絶・制限の対象となった物質に関する製造及び輸出入、使用の規制については、「化学物質審査規制法」、「農薬取締法」、「医薬品医療機器法」及び「外国為替及び外国貿易法」に基づき、所要の措置が講じられているところである。条約第 7 条において、各締約国は発効後 2 年以内にこの条約の義務を履行するための国内実施計画の作成及び実施に努めることとされている。我が国では、平成 17 年 6 月に国内実施計画を策定し、条約の義務の履行を進めている。さらに、2 年ごとに開催される条約締約国会議において条約の対象として追加が決定された物質も含めて、適宜国内実施計画の改定を実施している。今後も着実に条約の義務の履行を進めていく。

(取組事項に対する取組状況)

令和 4 年 6 月の第 10 回締約国会議において対象物質として追加が決定した PFHxS とその塩及び PFHxS 関連物質を追加した改正条約が発効されたことなどを受け、関係省庁連絡会議で国内実施計画（改定案）及び点検結果（案）を取りまとめ、令和 6 年 12 月 13 日から令和 7 年 1 月 14 日まで、パブリック・コメント（意見公募手続）を実施した。関係省庁連絡会議は、パブリック・コメント（意見公募手続）の結果を踏まえて検討を進め、令和 7 年 3 月 3 日に改定国内実施計画及び点検結果を決定し、公表した。

改定国内実施計画については、残留性有機汚染物質に関する以下の諸施策に関して、令和 2 年 11 月の国内実施計画改定時以降の状況及び新規追加物質に関する取組（意図的な製造及び使用から生ずる放出の削減等の措置、意図的でない生成から生ずる放出の削減等の措置、在庫及び廃棄物から生ずる放出の削減等の措置、上記の基盤となる施策（環境監視、国際的取組、情報の提供、研究及び技術開発の促進等））についての記載を加えている。

また、PFAS の中で、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA、PFHxS については、ストックホルム条約で廃絶等の対象とされたことを受け、化学物質審査規制法の第

一種特定化学物質に指定し、その製造・輸入等を原則禁止している。令和8年6月に「PFHxS 関連物質」の第一種特定化学物質への指定等を行う「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」を施行し、令和8年5月に「長鎖ペルフルオロアルカン酸（LC-PFCA）又はその塩」、「LC-PFCA 関連物質」、「クロルピリホス」及び「中鎖塩素化パラフィン」の第一種特定化学物質への指定等を行う「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」を公布した。また、過去に製造・輸入された PFOS 等を含有する泡消火薬剤については、関係省庁・関係団体と協力して、代替と処分に向けた取組を進めるとともに、4年ごとに PFOS 等を含有する泡消火薬剤の全国の在庫量を調査しており、令和6年度の調査結果によると、前回の令和2年度の調査と比べて、PFOS を含有する泡消火薬剤は約 45%減少、泡消火薬剤中の PFOS 含有量は約 36%減少した。

化学物質環境実態調査におけるモニタリング調査において、難分解性、高蓄積性等の性質を持つポリ塩化ビフェニル（PCB）等の化学物質の残留実態を経年的に把握するための調査であり、ストックホルム条約の対象物質及びその候補となる可能性のある物質並びに化学物質審査規制法の特定化学物質等を対象に、物質の特性に応じて、水質、底質、生物又は大気について調査を実施している。

【関連法令に基づく水俣条約の履行と水銀汚染防止法に基づく取組の実施】

（経済産業省、環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

水俣条約については、我が国は、水俣条約の的確かつ円滑な実施のため、平成27年6月に、「水銀汚染防止法」を制定し、その他の関係法令も改正するなど、国内の関連法令を整備した。「外国為替及び外国貿易法」に基づき、特定の水銀、水銀化合物、水銀使用製品については、輸出入する場合の承認申請を義務付けている。また、同条約が平成29年8月に発効した後、同年10月に同条約の国内実施計画に相当する「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」を策定し、これに基づき取組を進めてきた。今後も引き続き、同条約で求められる義務事項を水銀汚染防止法等の関係法で対処しつつ、国内実施計画に基づき取組を進めていく。

（取組事項に対する取組状況）

令和7年11月3日から同年11月7日まで、スイス連邦・ジュネーブにおいて「水俣条約第6回締約国会議」（COP6）が開催され、同会議には1,000名以上が現地参加し、我が国からは外務省、経済産業省及び環境省の担当者が現地で交渉に臨んだ。同会議の論点の1つであった歯科用アマルガムの製造・輸出入については、2034年をその廃止の期限とすることが決定されている。我が国は、水銀廃棄物に関する決定案を提案し、その最終化に向けた議論を主導するなど各議題の進展に積極的に貢献するとともに、熊本県立水俣高校

と共催でサイドイベントを開催し、我が国の知見・経験を発信した。

また、水銀汚染防止法第3条に基づき、平成29年10月16日に策定・公表した「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」について、本計画の序文に基づき、令和3年に実施した点検に続き、第2回目となる実施状況の点検作業を行い、令和7年12月19日に公表した。

(エ) A6：中毒センターの利用、リスク防止と臨床中毒学の研修

(厚生労働省)

(GFC 国内実施計画における取組事項)

我が国では、公益財団法人日本中毒情報センターが、日本における中毒センターとして役割を担っており、家庭における誤飲等の身近な事故から、化学物質工場における事故災害等による健康被害の分野において、中毒110番・電話サービスによる一般及び医療機関向けの緊急時の対応、中毒事故防止のための映像教材の公開、研修等の啓発活動等を行っている。また、医療機関、消防等を対象に、収集した中毒情報、中毒症例、関連文献等の各データベースを構築し、急性中毒事故発生時の対応、治療に関する情報提供を行っている。今後も引き続き中毒情報の収集とデータベースの更新を継続するとともに、研修等の活動を実施していく。

(取組事項に対する取組状況)

我が国では、公益財団法人日本中毒情報センターが、化学物質等に起因する急性中毒等について、一般国民及び医療従事者等に対する啓発、情報提供等を行うことにより、我が国の医療の向上を図るとともに、広く公益に寄与することを目的に設立され、日本における中毒センターとして役割を担っている。

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間に受信したヒトの急性中毒に関するデータは22,475件であった。(データには一般専用電話、医療機関専用有料電話、賛助会員専用電話で受信した記録すべてが含まれる。欠損事項については、不明件数として集計対象に加算して、相対構成比を計算した。) また、ペットなどの動物による急性中毒に関する相談は298件であり、別途集計した。

中毒症例を独自に収集しデータベース化しており、医療機関からの電話相談の追跡調査のほか、その他の医療機関受診例の登録も受けている。中毒症例について、令和5年新規登録件数は1,415件(総件数：59,063件)となっている。また、中毒関連の文献を収集しデータベース化しており、令和5年新規登録件数は3,791件(総件数：58,596件)となっている。収集した書誌情報は、一部を「中毒関連文献検索データベース」として会員向けにウェブサイトで公開している。

(才) A7：有害性の高い農薬の段階的廃止や代替への移行促進

(農林水産省、環境省)

(GFC 国内実施計画における取組事項)

農薬については、「農薬取締法」において、人の健康や環境に対して安全と認められるもののみを登録し、製造・販売・使用を認めており、引き続き農薬の安全確保に努めている。

(取組事項に対する取組状況)

農薬取締法に係る取組事項に対する取組状況については、A1 に記載のとおり。

取組状況②：情報に基づく意思決定と行動を支援する知識・データ・情報が作成され、利用が可能となりアクセスできる状態の確保

(1) 基本的な考え方

GFC の戦略的目的Bでは、情報に基づいた意思決定と行動を可能にするため、化学物質に関する包括的で十分なデータ・情報が作成され、利用可能な形でアクセスできることが掲げられている。これを受けて、我が国においても、上流から下流まで及び再生段階を含めたライフサイクル全体を通じた素材・製品中の化学物質に関する情報の共有の更なる促進や、化学物質の製造や化学物質の移動・排出データ、及び化学物質の人体中濃度、ばく露源、生物相や環境のモニタリングデータの収集・利用しやすい形での公開に努める。

また、多様な主体による適切な化学物質管理が可能となるよう、有害性評価・リスク評価や廃棄物管理の指針、最良の慣行、標準化ツールの整備・活用促進にも取り組む。併せて、化学物質に関する安全性や持続可能性、安全な代替品、化学物質や廃棄物のリスク削減の社会的なメリットに関する教育、研修、意識啓発プログラムの策定・実施を促進する。さらに、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）の利用を引き続き促進する。

また、多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）間でのリスクコミュニケーションを促進する。

(2) ターゲット（点検項目）

点検項目は下記のとおり設定した。

点検項目

- (ア) B1：データ・情報の生成、利用、アクセス
- (イ) B2：材料や製品中の化学物質情報の利用可能化
- (ウ) B3：環境放出・生産データの生成と公開
- (エ) B4：有害性・リスク評価や管理ガイドライン、慣行、ツール等の適用
- (オ) B5：教育・研修・市民啓発
- (カ) B6：GHS の実施
- (キ) B7：モニタリング・監視データ生成・提供

(3) 具体的な取組状況

(ア) B1：データ・情報の生成、利用、アクセス

(経済産業省、環境省)

(GFC 国内実施計画における取組事項)

化学物質管理を推進するため、我が国では、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が「化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）」、「化審法データベース（J-

CHECK)」といった、日本と諸外国・国際機関のデータ・情報を含み、化学物質の特性に関する包括的なデータや情報、有害性・リスク評価結果、GHS 分類結果等が収載されたデータベースをインターネット上に公開し、誰でも利用可能でアクセス可能なシステムを構築し運用している。これにより、国民、事業者、政府、地方公共団体等の関係主体が化学物質に係る正確な情報を共有しつつ意思疎通を図ることが可能になっている。

今後も、意思疎通やデータの利活用促進や外部システムとの連携を行うなどシステムの更新・改修を行いながら、利便性の高いシステムの運営を進めていくとともに、バリューチェーンやサプライチェーンを通じた材料や製品の化学物質の情報共有に対して、法規制情報等を情報提供するなどの支援を進めて行く。

(取組事項に対する取組状況)

NITE-CHRIP について、令和 7 年度は合計 6 回の更新作業を行った。また、利用者等の要望や法規制の改正等を踏まえ、2 件（「麻薬及び向精神薬取締法」及び「REACH 制限物質」）の新規情報源を追加した。また、海外機関との連携を通じた NITE-CHRIP のデータ拡充にも力を入れており、NITE と覚書を締結している台湾安全衛生技術センター

(SAHTECH) 及び韓国化学物質協会 (KCMA) から更新分の物質リストの提供を受け、NITE-CHRIP に反映した。さらに、欧州化学品庁 (ECHA) が令和 6 年に新たに公開した ECHA CHECM のリンク追加も行った。

J-CHECK については、経済産業省、厚生労働省、環境省の 3 省と合意した計画のとおり、システムの運用保守及びデータ更新（令和 7 年度：7 回）を実施した。3 省 DB と同じく、令和 7 年 4 月に運用が開始された機構の次期共通基盤情報システム上のサーバへのシステム及びデータの移行を実施した。

これまで J-CHECK には国の既存化学物質安全性点検により得られた化学物質の試験結果について、要旨やフルレポートの一部等、試験結果の概要を掲載してきた。一方で、フルレポートを入手したいという利用者の要望が多いことから、令和 5 年度から生態影響試験のフルレポート化を開始している（試験件数ベースで令和 7 年度は 496 件）。さらに、令和 7 年度は分解度試験及び濃縮度試験についてのフルレポート化も開始した（試験件数ベースで令和 7 年度は 8 件）。

(イ) B2：材料や製品中の化学物質情報の利用可能化

【サプライチェーンの製品含有化学物質に関する情報伝達】（経済産業省）

(GFC 国内実施計画における取組事項)

循環型社会形成推進基本計画などを踏まえ、資源循環と化学物質管理の両立による適切な情報伝達の更なる推進を図る。

製品の製造等を行う動脈産業のサプライチェーンの製品含有化学物質に関する情報伝達

は chemSHERPA や IMDS などの情報伝達ツールを用いて企業間同士で実施しているが、正確、かつ迅速な製品含有化学物質の把握に加え、部品リユース・リサイクル材情報などの資源循環情報も取入れた新たな企業・業界を跨いだ伝達可能な製品環境に関する情報伝達基盤の構築を目指して検討を進める。製品のサステナビリティ情報を、ライフサイクルを通じて確認できる枠組・取組の中において、化学物質情報が併せて取り扱われるような仕組の導入に向けた検討を進める。また、製品含有化学物質管理に関する業界のガイダンス文書の活用など、ソフト面から企業、業界の製品含有化学物質管理力の向上にも努める。

（取組事項に対する取組状況）

経済産業省においては、（独）情報処理推進機構（IPA）や業界団体等とともに、企業や業界、国境をまたいだ信頼性のあるデータの共有・連携に関する取組である「ウラノス・エコシステム」を推進している。このウラノス・エコシステムの枠組みの下で、ユースケースの一つとして官民協調により構築を進めているのが、製品含有化学物質・資源循環情報プラットフォーム（CMP：Chemical and Circular Management Platform）である。

CMP は、材料から部品、最終製品に至るサプライチェーン全体を通じて、製品中に含有される化学物質情報及び資源循環に関する情報を、安全かつ効率的に伝達するための共通基盤として開発されており、現在、実装に向けた取組が進められている。

また、資源循環の促進に向けた取組として、廃棄物処理や再生材の製造等を行う事業者も含め、製品含有化学物質情報や再生材情報を伝達する基盤であるリサイクルマネジメント情報プラットフォーム（RMP：Recycle Management Platform）の構築に向けた検討も進んでいる。

経済産業省の「令和 7 年度第 1 回化学物質審議会、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 第 3 回化学物質政策小委員会の合同会議」においては、CMP コンソーシアム（2025 年 10 月にアークリクルマネジメント推進協議会（JAMP）を改組し、新組織として運営を開始。電機・自動車業界の川上から川下までのメーカーや商社等が参画）から、CMP の開発状況及び RMP 構想について紹介があり、これを踏まえた意見交換も行われた。

【廃棄物データシートの活用】（環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

一方、廃棄物処理法では、産業廃棄物の処理を委託する際、産業廃棄物の排出事業者は、処理業者が当該廃棄物を適正に処理できるよう、その処理に必要な情報（有害物質が含まれる場合にはその情報等）を伝達することとされており、拡大生産者責任の徹底、廃棄物データシート（以下「WDS」という。）の活用や先の情報伝達基盤による含有化学物質の正確な把握が可能である。このような制度により、静脈産業側の廃棄物処理・リサイクルに関する情報拡充（化学物質管理）につなげ、廃棄物の適正処理や資源循環を促進し

ていく。

(取組事項に対する取組状況)

化学物質審査規制法の見直しに係る審議においては、令和7年7月22日に中央環境審議会会長より環境大臣へ答申がなされた「今後の化学物質対策の在り方について（答申）」の中では検討課題として、「プラスチック再生材については、その利用に関する社会的要請が高い一方、規制対象の化学物質を含有すること等により、循環経済への対応が進まないおそれがある」ことや、「リスクベースの化学物質管理をライフサイクルで行うためには、化学物質の有害性や製品中の含有に関する情報を着実に製造者から使用者に伝達することが重要であり、サプライチェーンを通じた化学物質の適正なリスク管理は、GX（グリーン・トランスフォーメーション）や資源循環にも必要不可欠であること」について触れられており、それらを踏まえた運用改善等を進めることが求められている。

WDS ガイドラインにおいては令和7年12月に第3版に改定され、施行規則改正の内容の追加や、伝達情報の過不足による事故の防止を徹底するため、排出事業者と処理業者の双方向によるコミュニケーションが重要であることが強調された。

(ウ) B3：環境放出・生産データの生成と公開

(経済産業省、環境省)

(GFC 国内実施計画における取組事項)

化学物質排出把握管理促進法に基づく PRTR 制度において、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としており、相当広範な地域の環境において継続して存すると認められ、かつ、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれ等のある化学物質（第一種指定化学物質）について、事業者は環境への排出量や廃棄物等に含まれる移動量の届出を行い、政府はその集計結果及び推計した届出対象外の排出量の集計結果を公表している。

PRTR 制度により得られる排出・移動量等のデータを、正確性や信頼性を確保しながら引き続き公表すること等により、リスク評価等への活用を進める。また、排出・移動量等のデータに基づいたリスク評価結果を事業者に情報共有して意見交換を行い、事業者の更なる自主管理の改善に役立てる。加えて、それらの情報や環境モニタリングで得られたデータを活用すること等により、災害時の被害の防止に係る平時からの備えを図る。

(取組事項に対する取組状況)

令和6年度の PRTR データの概要において、令和6年度排出量等の届出を行った事業所総数（全国）は、32,208 事業所で、届出方法別にみた届出状況としては、電子情報処理組織（オンライン）による届出は 29,056 事業所（90%）であった。全国の事業者から届出の

あった総排出量・移動量は 408 千トンであり、その内訳は総排出量 137 千トン、総移動量 271 千トンであった。これらの情報は、ウェブサイト（PRTR インフォメーション広場⁵）で公表されている。

また、PRTR インフォメーション広場には、地方公共団体環境部局における化学物質に係る災害・事故対応マニュアル策定の手引きや、災害による化学物質等による被害の未然防止に向けた好事例集が掲載されており、災害対応に関する情報提供を行っている。

NITE では、PRTR 排出量届出の正確性及び信頼性確保のため、事業者から排出量の届出や排出量推算に関して等の各種相談について、ウェブサイトにて解説や支援ツールの提供、電話でのサポート、講習会等を行っている。また、PRTR 届出事業者の排出量情報を元に、リスク懸念になり得る物質の排出量が多い事業者や事業者が属する業界団体を対象に、リスク評価に関する情報を共有しそれを元に意見交換や排出量削減に対する助言等のサポートを行い、事業者の届出排出量の精緻化・削減を支援している。さらには、PRTR 個別事業所データや PRTR 届出データの利活用促進に向けた情報提供をウェブサイトで行っている。

（エ）B4：有害性・リスク評価や管理ガイドライン、慣行、ツール等の適用

化学物質の有害性及びリスク評価、化学物質と廃棄物管理に適切なガイドライン、ツールに関しては、政府では以下の取組を進めている。

【化学物質 GLP（動植物毒性試験）基準への適合確認】（環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

化学物質の評価を行うに当たり、信頼性を確保した試験成績を活用するため、各法令の GLP（Good Laboratory Practice）の枠組みにおいて、OECD が定めた GLP 基準への適合確認を受けようとする試験施設に対し、書類審査及び試験施設の査察により適合性の確認を行っている。引き続き、試験施設が GLP 基準に適合していることを確認することにより、試験成績の信頼性を確保するとともに、試験施設の国際的調和を推進していく。

（取組事項に対する取組状況）

令和 8 年 4 月 1 日時点では、化学物質 GLP（動植物毒性試験）適合確認試験施設は 5 箇所となっている。

⁵ PRTR インフォメーション広場：<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

【環境リスク初期評価】（環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

化学物質による環境汚染を通じて人の健康や生態系へ好ましくない影響を与えることを未然に防止するため、環境リスク初期評価を実施している。環境リスク初期評価では、環境リスクが相対的に高い可能性がある物質を抽出し、評価結果を必要とする化学物質管理施策担当部局等に提供していくこと等により、詳細な評価や適切な管理施策の運用を促す等、環境リスクの低減に資する取組を、今後も引き続き進めていく。また、OECD 等における各種毒性試験法や評価手法等に関する検討状況を適切に把握し、新たな知見を取り入れつつ、環境リスクの実態を考慮した評価を進めていく。

（取組事項に対する取組状況）

環境リスク初期評価については、令和 6 年度に環境リスク初期評価の第 23 次取りまとめを行い、環境リスク初期評価（健康リスクと生態リスクの双方を対象とした評価）を 6 物質について、健康リスク初期評価を 1 物質について、生態リスク初期評価を 5 物質について、それぞれ取りまとめており、そのうち、健康リスク初期評価で 1 物質、生態リスク初期評価で 3 物質について相対的にリスクが高い可能性がある「詳細な評価を行う候補」と判定され、健康リスク初期評価で 3 物質、生態リスク初期評価で 4 物質について「更なる関連情報の収集が必要」と判定された。

また、令和 7 年度には第 24 次取りまとめを行い、環境リスク初期評価（健康リスクと生態リスクの双方を対象とした評価）を 6 物質について、健康リスク初期評価を 1 物質について、生態リスク初期評価を 3 物質について、それぞれ取りまとめており、そのうち、健康リスク初期評価で 1 物質、生態リスク初期評価において 2 物質について「詳細な評価を行う候補」とされている。環境リスク初期評価の結果は、「化学物質の環境リスク初期評価：第 24 巻」として取りまとめるとともに、インターネット上で公表している⁶。第 24 次取りまとめによって、再評価を含まない実物質数でこれまでに健康リスク初期評価を 334 物質について、生態リスク初期評価を 430 物質について、それぞれ取りまとめられたことになる。

【QSAR の検討と活用】（厚生労働省、経済産業省、環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

評価の手法については、OECD 等の枠組みで国際連携を図りつつ、定量的構造活性相関（Quantitative Structure-Activity Relationships。以下「QSAR」という。）等の新たな手法の開発・活用に向けた検討が進められている。厚生労働省では、厚生労働科学研究費等により、化学物質の人健康影響評価における QSAR 及びカテゴリーアプローチの実用化に向けた研究等を進めている。経済産業省では、新規化学物質の審査において、これまで蓄積した知見

⁶ 化学物質の環境リスク初期評価関連： <https://www.env.go.jp/chemi/risk/index.html>

を活用し、分解性又は蓄積性の試験済みの物質から、未試験の物質の分解性又は蓄積性を評価する類推等の手法の適用拡大に取り組んでいる。また、AI 技術を用いて、化学物質の構造情報等から、生体内での毒性発現メカニズムを推計し、毒性を予測する AI-SHIPS の開発を行った。さらに、AI 技術を用いた分解性を予測する QSAR モデル (AI-QSAR) の開発を行った。加えて、リスク評価の効率化・高度化のため、化審法で主に採用されている試験法に加え、分解性に関する多様な情報 (法定試験法以外の生分解性試験データ、類似物質に関する知見、QSAR による予測結果等) を用いたウェイトオブエビデンス (以下「WoE」という。) による総合的な分解性評価の導入を行った。環境省では、化学物質の生態毒性について、国立研究開発法人国立環境研究所とともに、QSAR モデルの 1 つである KATE (生態毒性予測システム : KAshinhou Tool for Ecotoxicity) の研究・開発を行い、ウェブサイト公開している。また、API (Application Program Interface) 機能を利用して、OECD の QSAR Toolbox から KATE を使用可能にした。これら評価手法の開発・活用に向けた検討を引き続き精力的に推進する。

(取組事項に対する取組状況)

評価の手法について、QSAR 等の新たな手法の開発・活用に向けた検討が進められている。厚生労働省では、厚生労働科学研究費等により、化学物質の人健康影響評価における QSAR 及びカテゴリーアプローチの実用化に向けた研究等を進めており、令和 6 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 (化学物質リスク研究事業) において「化学物質管理のための in silico 毒性予測の利用推進と統合的リスク評価の基盤構築に関する研究」等の研究テーマが採択されている。

経済産業省では、新規化学物質の審査において、これまで蓄積した知見を活用し、分解性又は蓄積性の試験済みの物質から、未試験の物質の分解性又は蓄積性を評価する類推等の手法の適用拡大に取り組んでいる。また、リスク評価の効率化・高度化のため、化審法で主に採用されている試験法に加え、分解性に関する多様な情報 (生分解性試験データ、類似物質に関する知見、QSAR による予測結果等) を用いた WoE による総合的な分解性評価の導入が行われ、運用が開始されている。令和 7 年度までに化学物質審査規制法の優先評価化学物質 4 物質について、WoE を用いた分解性評価が実施されている。加えて、AI 技術を用いて、化学物質の構造情報等から、生体内での毒性発現メカニズムを推計し、毒性を予測する「AI-SHIPS」が令和 3 年度に開発されている。日本動物実験代替法評価センター (JaCVAM) 資料編纂委員会において、令和 5 年度から令和 7 年度にかけて AI-SHIPS の科学的、社会的及び行政的な受け入れに関する議論が行われた。また、AI 技術を用いて分解性を予測する QSAR モデル (分解性 AI-QSAR) が令和 4 年度に開発されている。令和 5 年度以降、NITE において、AI-QSAR の社会実装に向けた検討が行われている。また、同年度に情報システムとしての外部公開に向けた「システム要件定義及びその設計並びにモデル検証」に必要な情報を文書化する事業が実施されている。

環境省では、化学物質の生態毒性について、国立研究開発法人国立環境研究所とともに、QSAR モデルの 1 つである KATE の研究・開発を行い、ウェブサイト公開している。令和 7 年 4 月には KATE2025 version1.0 の公表、令和 8 年 3 月には Version2.0 への更新を行い、ユーザインタフェースの改良、トレーニングセットデータの精査と追加、及び QSAR モデルの更新等が実施された。

新たな評価手法（NAMs : New Approach Methodologies。以下「NAMs」という。）や QSAR 等の新たな評価手法については、我が国においても研究開発を推進するとともに、各法律・制度における適切な活用方策を検討している。

化審法 3 省合同審議会でもとりまとめた「化学物質審査規制法の平成 29 年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について」（令和 7 年 7 月 22 日公表）において、現行制度の効率化・高度化に関する主な検討課題として、「QSAR 等の新たな評価手法（NAMs）の活用」が挙げられており、「NAMs の概念（NAMs の特徴整理）や NAMs のリスク評価への活用可能性等についても検討してはどうか」とされたことを受け、R 7 年度に化審法 3 省合同審議会の委員等からなる 3 省合同の有識者検討会を開催し、化審法における NAMs の考え方についてご議論いただき「化審法における新しい評価手法（NAMs）の言語化（案）」をとりまとめた。

【複合影響評価の検討】（環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

複数化学物質の影響評価（いわゆる「複合影響評価」）について、物質の構造の類似性や作用機序の同一性に着目しつつ、知見の収集及び試行的評価の実施を進める。WHO/IPCS が提案する段階的評価の枠組みを踏まえ、環境行政の下で進められている種々のリスク評価において複数物質の評価を行う上でのガイダンスを作成する。複数物質の評価の推進に向けて、これらの知見を既存のリスク評価体系に提供する。

（取組事項に対する取組状況）

令和 7 年度までの検討を踏まえ、「複数化学物質の環境リスク評価に係るガイダンス（令和 8 年 4 月版）」を取りまとめ、公表した。引き続き、複数化学物質の影響評価に関する国内外の情報を収集し、手法の検討を行っている

（オ）B5：教育・研修・市民啓発

【化学物質アドバイザーの派遣】（環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

環境省は、平成 15 年度以降、市民、企業、地方公共団体等からの要請に応じて、化学物質に関する客観的な情報提供やアドバイスを行う人材である「化学物質アドバイザー」を派

遣している。この化学物質アドバイザーは地方公共団体の実施するリスクコミュニケーション等でインタープリターを務める等、市民と事業者等に対して中立的な立場で化学物質に関連する情報を提供しており、地域におけるリスクコミュニケーションの推進に貢献している。制度開始当初と比較し、化学物質アドバイザーの派遣数が減少していることから、関係主体等と連携して同制度の一層の周知に努めるとともに、地域の実情や多様なコミュニティのニーズを踏まえた情報提供が行われるよう、地域におけるリスクコミュニケーションの促進を支援していく。

（取組事項に対する取組状況）

化学物質アドバイザーの派遣については、地域ごとの対策の検討や実践を支援することを目的として、令和7年度にはPRTR制度についての講演会講師等として延べ22件の派遣を行うとともに、より多くの方にアドバイザーの活動を知ってもらい、活用してもらうため、環境省ウェブサイト上で情報更新等を行うなど、広報活動に取り組んだ。これまでに化学物質アドバイザーを派遣した回数は650回となっている。また、こども・若者意見反映推進事業（通称「こども若者★いけんぷらす」）と連携してよりよい広報活動に取り組むための検討を行った。

【自律的管理のための教育・研修】（厚生労働省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

厚生労働省は、令和4年の労働安全衛生関係法令の改正により、事業者がリスクアセスメントを実施し、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に選択し実施する自律的管理を導入し、化学物質管理体制を強化した。その一環として、事業者を選任が義務づけられた化学物質管理者の養成を含め、適切な化学物質管理を推進していく。

（取組事項に対する取組状況）

令和4年に労働安全衛生法の関係政省令が改正されたことにより、職場における化学物質管理において、ラベル表示・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加したことや、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度とすることが義務付けられること等の変更があった。これを受けて、令和5年3月1日に新たな化学物質規制を踏まえた簡易なリスクアセスメント促進セミナーを開催した。また、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的に化学物質管理強調月間を、令和7年2月1日から2月28日までの1か月間はじめて実施した。令和8年2月の第2回化学物質管理強調月間においては、厚生労働省では、化学物質管理強調月間特別イベントとして、新たな化学物質管理に関する制度の背景や現状、化学物質の自律的管理に関する基礎的情報を共有するセッションや、飲食業・宿泊業など、これまで化学物質管理の経験が少ない事業者を

対象に、リスクアセスメントや安全管理の進め方を体験的に学ぶ実践的ワークショップを行った。加えて、都道府県労働局、労働基準監督署においては、化学物質対策に関する説明会の開催、都道府県の環境部局と連携した説明会の開催等を行う予定とされている。そして、経済産業省、環境省をはじめ、中央労働災害防止協会等においても様々な取り組みを行った。

【化学物質管理に関わる人材の発掘・育成】（経済産業省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

経済産業省は、化学物質管理の更なる高度化のため、専門知識や政策の知見を持つ人材の発掘・育成を目的とし、大学・公的研究機関の若手研究者の調査研究を支援している。また、化学物質管理関係法令の理解向上のため、関係機関の協力を得つつ、化学物質を取り扱う事業者向けに「化学物質管理セミナー」を毎年実施している。

（取組事項に対する取組状況）

経済産業省においては化学物質管理セミナーを実施しており、化学物質管理セミナー2025では、化学物質排出把握管理促進法、化学物質審査規制法をはじめとした、化学物質管理に関する法令の動向や実務について紹介した。本セミナーは参加費無料の Web によるライブ配信及びオンデマンド配信によるセミナーであり、「我が国の化学物質管理政策の最近の動向」（第1回：令和7年11月25日）、「化学物質の自主管理のための PRTR 届出制度及び届出実務／リスク評価について」（第2回：令和7年12月19日）、「我が国の SDS 制度及び実務」（第3回：令和8年2月6日）の内容についてセミナーを開催した。

【化学物質管理に関する情報発信】（経済産業省、環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

NITE では、化学物質管理業務に初めて携わる者等を対象に、化学物質審査規制法等の化学物質関連法制度の概要、リスク評価、GHS 分類、化学物質の性状等を推計するソフトウェアの利用方法等、化学物質管理業務を行うに当たって必要な知見の習得を目的としたオンライン講座（NITE 講座）を毎年開催している。国内外の化学物質管理に関する動向や法規制改正等の動向に関する関係機関のウェブサイトの新着情報を毎週とりまとめ、NITE ケミマガというメールマガジンによる配信サービスにより、これらの情報をタイムリーに入手可能としている。また、PRTR 制度により得られる排出・移動量等のデータに基づいたリスク評価結果を事業者情報共有して意見交換を行い、事業者の更なる自主管理の改善を支援している。

また、化学物質の名前等を基に、信頼できるデータベースに直接リンクできるシステム「化学物質情報検索支援システム（ケミココ）」を公開している。

(取組事項に対する取組状況)

NITE 講座では、化学物質管理とは何かから、化学物質管理にまつわる関連法規制の概要、そして、化審法の新規化学物質や一般化学物質等の届出、化管法における排出量報告など化学物質管理の実務に直結する内容についての紹介が行われた。

NITE では、国内外の化学物質管理に関する動向や法規制改正等の動向に関する関係機関のウェブサイト（令和 7 年度時点では調査先 URL 数は 166 にのぼる）の新着情報を毎週とりまとめ、NITE ケミマガというメールマガジンによる配信サービスにより、これらの情報をタイムリーに入手可能としている。NITE ケミマガについては平成 22 年 7 月の第 1 号が発行以降配信を継続し、令和 7 年度末時点では、およそ 1 万 5 千の購読登録者を獲得している。

また、NITE は、化学物質審査規制法のリスク評価の際に、化学物質排出把握管理促進法政令改正の PRTR 情報が活用されていることを把握している事業者が多くないことから、PRTR 制度により得られる排出・移動量等のデータに基づいたリスク評価結果を事業者に情報共有して意見交換を行い、事業者の届出排出量の精緻化・削減を支援している。

環境省では、化学物質の名前等をもとに信頼できるデータベースに直接リンクできるシステム「化学物質情報検索支援システム（ケミココ）」を公開しており、ケミココでは現在約 5,100 物質の情報を掲載している。

【化学物質ファクトシートの作成・公表】（環境省）

(GFC 国内実施計画における取組事項)

化学物質やその環境リスクに関する情報を分かりやすく提供しつつ、リスクコミュニケーションを一層推進し、国民の理解を高めていくための情報整備を確実に実施していく。化学物質の情報を分かりやすく整理した「化学物質ファクトシート」を作成し、環境省ホームページ上で公表しており、必要に応じた内容の更新を行っていく。

(取組事項に対する取組状況)

化学物質ファクトシートについては、令和 5 年 3 月に、令和 3 年 10 月に公布された化学物質排出把握管理促進法施行令の改正により見直された第一種指定化学物質に対応し、追加で 196 物質の情報を掲載し、令和 5 年 8 月には 2012（平成 24 年）版からの継続物質に管理番号を掲載した。令和 6 年 5 月には、2012（平成 24 年）版で未作成だった継続物質に係る情報を追加し、全 515 物質を掲載した。そして、令和 7 年 3 月には 2012（平成 24 年）版の継続物質のうち 55 物質について情報を更新し、さらに令和 8 年 3 月に追加で 55 物質の情報を更新した。

【PRTR 情報の普及啓発】（経済産業省、環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

PRTR 制度により得られた排出・移動量等のデータについては毎年度、集計結果の公表だけでなく、個別事業所の地図上での検索や、個別事業所のデータ確認ができる「PRTR データ地図上表示システム」や、化学物質の環境への排出量や大気中推定濃度を地図上に表示及び解析できる「GIS 用 PRTR データ」を公開している。また、PRTR データを広く一般の方も理解し、活用してもらえよう解説した「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」等、普及啓発資料を作成・公表しており、引き続きこれらの取組を実施する。

（取組事項に対する取組状況）

化学物質排出把握管理促進法に基づく PRTR 制度により、毎年度、化学物質の排出量・移動量等のデータの集計等を行い、その結果を公表している。令和 6 年度 PRTR データは令和 8 年 2 月 27 日に公表されており、令和 3 年の制度改正で届出対象物質の見直し（462 物質から 515 物質に変更）がなされて 2 回目となる集計結果であった。PRTR インフォメーション広場では、PRTR 制度により得られた排出・移動量等のデータについて、毎年度、集計結果の公表だけでなく、個別事業所の地図上での検索や、個別事業所のデータ確認ができる「PRTR データ地図上表示システム」を、NITE のウェブサイトでは、化学物質の大気環境への排出量や大気中推定濃度を地図上に表示及び解析できる「GIS 用 PRTR データ」も公開している。PRTR 制度を広く一般の方に理解・活用されるよう、PRTR データについて分かりやすく解説した「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」を毎年作成している。令和 5 年度集計結果の解説を追加するなど情報を更新したガイドブックを、令和 7 年 9 月 4 日に発行している。

（カ）B6：GHS の実施

（厚生労働省、経済産業省、環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

GHS については、主に、厚生労働省、経済産業省、環境省等により取組を進めている。国連 GHS 小委員会において科学的な知見に基づく国連 GHS 文書の改訂を進めている。また、これらの改訂を踏まえ、国内の対応を行うために JIS の改正を適宜進めるとともに、GHS 未分類、または情報の更新が必要な化学物質について、物理化学的危険性、健康及び環境有害性等の情報の収集を行った上で民間が独自に保有する化学物質の危険有害性情報を活用しながら、政府による参考分類として GHS 分類を実施する。分類結果については、NITE のウェブサイト「GHS 総合情報提供サイト」を設置・公開している。また、政府による GHS 分類結果等を活用し、同サイトでは、GHS の混合物分類・判定及びラベル・SDS 作成支援

システムである「NITE-Gmiccs」を設置・公開している。「NITE-Gmiccs」では、国連 GHS 文書の改訂や JIS の改正に伴う対応を進めていくと共に、厚生労働省が検討を進めている標準化、電子化への対応も行っていく。さらに、「NITE-Gmiccs」では、GHS の混合物分類を容易にするため有害性の低い汎用化学物質に関する GHS 分類も民間と協力しながら進めて行く。また、事業者が活用できる GHS に関連する様々な学習コンテンツの他、子供を含む消費者に対する GHS ピクトグラムの理解促進のためのコンテンツを設置・公開している。このサイトとは別の「化学物質のリスク評価」では、GHS 表示のための消費者製品のリスク評価手法に関するガイダンスを掲載し、製品製造企業の支援を行っている。

厚生労働省では、「職場のあんぜんサイト」を設置し、GHS モデルラベル・モデル SDS、化学物質による災害事例集、化学物質のリスクアセスメント実施支援ツール等の情報を掲載している。

また、消費者向けの情報提供に関する業界団体による自主的な GHS ラベル表示のガイドライン作成等の取組も進められているところ、化学物質アドバイザー制度の活用促進を通じた中堅・中小企業支援等に取り組む。

（取組事項に対する取組状況）

GHS については、国連 GHS 小委員会において科学的な知見に基づく国連 GHS 文書の改訂を進めており、令和 7 年 9 月 12 日に第 11 版が公開されている。政府による GHS 分類の分類結果については、NITE のウェブサイト「GHS 総合情報提供サイト」を設置・公開しており、令和 6 年度分類実施分（186 物質）（日・英）を令和 7 年 7 月に公表した（英語は分類根拠文を除く。）ほか、全ての危険有害性項目の分類根拠文を NITE 内で英訳した。また、令和 5 年度分類実施分（160 物質）の分類根拠文の英訳（主に令和 6 年度に作成）を令和 8 年 2 月に公表した。

「GHS 混合物分類判定ラベル/SDS 作成支援システム（NITE-Gmiccs）」については、令和 6 年度に続き、令和 7 年度も NITE-Gmiccs の使い方に関して NITE 講座や経済産業省主催の化学物質管理セミナー、自動車工業会主催のセミナーで講演する等広報に努めると共に、令和 7 年 12 月に発行した改正 JIS に対応するために改修したバージョンを令和 8 年 4 月より運用開始した。令和 7 年 12 月～令和 8 年 1 月に「化学品の GHS 分類とラベル・SDS による情報伝達の概説（初学者向け）」、「GHS 混合物分類判定ラベル/SDS 作成支援システム（NITE-Gmiccs）」の操作方法」という内容で NITE 講座（オンデマンド配信）を開催した。また、令和 7 年 8 月 22 日には NITE-Gmiccs の操作実習について NITE 講座（大阪）を対面にて開催した。

化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのラベルの表示状況は、令和 7 年の調査において、化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の割合は 1.7%（令和 6 年調査 1.6%）となっている。そのうちで、労働安全衛生法第 57 条に該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品の容器・包装にラベルを表示し

ている事業所の割合は 66.8%（同 85.7%）、同条には該当しないが、危険有害性がある化学物質（労働安全衛生規則第 24 条の 14 で譲渡・提供者に危険有害性の表示が努力義務とされている化学物質）を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品の容器・包装にラベルを表示している事業所の割合は 67.8%（同 64.2%）となっている。また、令和 7 年の調査において、SDS の交付状況は、労働安全衛生法第 57 条の 2 に該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品に SDS を交付している事業所の割合は 49.7%（令和 6 年調査 81.4%）、同条には該当しないが、危険有害性がある化学物質（労働安全衛生規則第 24 条の 15 で譲渡・提供者に危険有害性の通知が努力義務とされている化学物質）を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品に SDS を交付している事業所の割合は 63.1%（同 66.4%）となっていた。

また、GHS に関する規格 JIS Z 7253（情報伝達 JIS）の令和 7 年 12 月 25 日の改正（国連 GHS 文書改訂 9 版を採用）を受け、日本規格協会より、アップデートされたガイドラインである令和 8 年 2 月版 GHS 対応ガイドライン ラベル及び表示・安全データシート作成指針が発行されている。

第 1 回化学物質管理強調月間の連携事業として、環境省は化学物質アドバイザー制度の利用促進キャンペーンを実施した。その中で、地方公共団体等の事業者向けセミナーにおける近年の活用事例として、「化学物質管理、SDS の読み方、災害・事故等に備えた化学物質の管理」など、GHS 分類に関連する事例を紹介し、利用促進を図った。

経済産業省では、SDS の作成時に参考となる「化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド」を作成・公開している。また GHS の概要を記したパンフレット「-GHS 対応-化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS 提供制度」を経済産業省と厚生労働省の共同で作成し、各省の HP で公表している。

（キ）B7：モニタリング・監視データ生成・提供

人やその他の生物相及び環境媒体における化学物質の濃度及び潜在的ばく露源に関する包括的かつ利用しやすいモニタリングについて、データ・情報を作成するとともに各種モニタリング等の効率的な利用を図る。

【化学物質環境実態調査】（環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

化学物質環境実態調査は、一般環境中における化学物質の残留状況を把握することを目的とし、日本各地の多媒体（水質、底質、生物、大気）を対象に、目的ごとに 3 つの調査体系で実施している。当該施策は昭和 49 年度より実施しており、調査の結果については化学物質審査規制法や化学物質排出把握管理促進法の規制対象物質等を指定する際のばく

露評価基礎資料等として活用されている。今後も、環境省内の化学物質規制を担当している部署からの調査要望物質について調査を行うとともにストックホルム条約の対象物質等のモニタリングを実施し、状況の把握に努めていく。

（取組事項に対する取組状況）

令和5年度化学物質環境実態調査においては、初期環境調査においては14物質（群）を調査対象としており、一部の物質においては排出に関する情報を考慮した調査地点を含んだものとなっている。また、詳細環境調査においては6物質（群）を調査対象としており、一部の物質においては、排出に関する情報を考慮した調査地点を含むものとなっている。モニタリング調査についてはストックホルム条約対象物質のうち総PCB等11物質（群）を調査対象として実施しており、これらの調査結果は「令和6年度版 化学物質と環境」として取りまとめ、公表している⁷。また、令和6年度化学物質環境実態調査においては、10物質（群）を調査対象としており、一部の物質においては、排出に関する情報を考慮した調査地点を含むものとなっている。また、詳細環境調査においては4物質（群）を調査対象としており、一部の物質においては、排出に関する情報を考慮した調査地点を含むものとなっている。モニタリング調査についてはストックホルム条約対象物質のうち総PCB等11物質（群）を調査対象としている。

【化学物質の人へのばく露量モニタリング調査】（環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

環境から人体に取り込まれて健康に影響を及ぼす可能性がある化学物質については、人体へのばく露量を継続的に把握し、環境リスク評価、リスク管理のための基礎情報を得る必要がある。このため、化学物質が及ぼす人体への影響について対策を行うために、生体試料（血液及び尿等）における化学物質のモニタリング調査を実施している。

本調査を実施することにより、我が国における化学物質の人へのばく露状況が把握され、リスクが懸念される物質の選定、リスク評価及びリスク管理施策の立案、健康被害の未然防止、化学物質管理施策の評価効果の把握を行うことができる。今後も引き続き、人への蓄積性の高い物質を中心に、生体試料のモニタリングを継続的に行うことで、人への化学物質の蓄積状況や経年変化等を総合的に解析し、化学物質管理施策の促進に活用していく。

（取組事項に対する取組状況）

また、平成30年度からは、「化学物質の人へのばく露量モニタリング調査（パイロット

⁷ 化学物質と環境：<https://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html>

調査)」を、それ以前の調査や調査方法を踏まえて実施しており、平成 30 年度から令和 6 年度のパイロット調査結果はパンフレットとしてとりまとめて公表している⁸。令和 5 年度は 108 人、令和 6 年度は 118 人を対象に調査を実施しており、平成 30 年度から令和 6 年度まで計 606 人を対象に調査を実施している。

【エコチル調査】（環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

近年、環境中の化学物質が子どもの心身の健康に与える影響への懸念が広がっている。このため、10 万組の親子を対象とした大規模かつ長期のコホート調査「子どもの健康と環境に関する全国調査（以下「エコチル調査」という。）」を実施し、子どもの健康に影響を与える環境要因を明らかにすることにより、適切なリスク管理体制の構築、安心・安全な子育て環境の実現と少子化対策への貢献に繋げている。

平成 23 年 1 月から全国 15 ヶ所のユニットセンターにおいて、エコチル調査の参加者募集（リクルート）を実施し、平成 26 年 3 月末に、目標参加登録者数である 10 万人に到達し、リクルートを終了した。平成 26 年度から、生まれてきた子どもに対する追跡調査を本格化するとともに、生体試料の化学分析を実施している。また、本調査では追跡調査に加え、詳細調査（全国調査 10 万人の中から抽出された 5 千人程度を対象として実施）を実施しており、環境試料の採取や医師による健康調査・生体試料採取、精神発達調査を行っている。

本施策では、同様の大規模調査を実施している欧州諸国などと調査に関する国際連携・協力を進めるため、大規模出生コホート調査に関する国際作業グループの会合にも参加している。

今後も、学術論文の発表や国民に対する情報発信など、調査成果の社会還元をより一層推進していく。また、国際協力についても引き続き実施する。環境中の化学物質等の環境要因が子どもの健康に与える影響を解明することにより、適切なリスク管理体制の構築、安全・安心な子育て環境の実現につなげることを目指し、大規模かつ長期の出生コホート調査を着実に実施する。

（取組事項に対する取組状況）

エコチル調査については、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）基本計画を令和 5 年 3 月 30 日に改定し、エコチル調査の参加者（子ども）が 40 歳程度になるまで調査を継続するに当たり、参加者（子ども）が 18 歳に達するまでの調査体制及び基本方針が取りまとめられている。また、令和 7 年 11 月にはエコチル調査の意義の普及・啓発、成果の情報発信の場である第 1 回エコチル調査全国フォーラムを開催した。現在、本調査はフォローアップ期・解析期にあり、生体試料を採取保存・分析及び生活習慣等に関

⁸ 日本人における化学物質のばく露量について：<https://www.env.go.jp/chemi/kenkou/monitoring.html>

する質問票を用いた追跡調査を実施している。令和 8 年 4 月現在、エコチル調査における発表論文数は約 600 編となり、政策やガイドライン等に複数反映されている。成果はホームページで公表しており、関係省庁への情報提供も行っている。参加者の減少は緩やかであり、子どもの出生数に対して 9 割以上の参加率を維持している。また、質問票の回収率についても、目標値に対して 9 割程度を維持しており、調査は順調に進行している。詳細調査についても計画通りに進捗しており、今後も参加者数の維持に努めながら、引き続き調査を着実に進める。

令和 6 年 4 月に、「エコチル調査」成果紹介パンフレットや、『「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」に関する効果的な対話の実践に向けたデザインブック～企画・実践方法と事例～』第 2.1 版を発行している。

【地方環境研究所等との共同研究の推進】（環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

地方公共団体の環境研究所も含めた研究機関等における化学物質対策に関する環境研究を推進するとともに、各種モニタリング等の環境に係る調査の着実かつ効率的な実施並びに蓄積された調査データの体系的な整理及び管理を推進する。

（取組事項に対する取組状況）

化学物質環境実態調査は、昭和 49 年以来一般環境中における化学物質の残留状況を継続的に把握することを目的に実施され、その調査結果は、各種化学物質対策に活用されてきた。本調査は、地方自治体の協力を得て実施されており、その内容は、試料の採取、試料調製、調査対象物質の分析、精度管理の実施及び分析結果の報告等多岐にわたっていることから、環境省ではこれまで、調査マニュアル等を作成し、調査方法等の統一を図ってきたところである。

化学物質環境実態調査実施の手引き（令和 2 年度版）が令和 3 年 3 月に公表されており、令和 2 年度版では、統一的な実施方法に加え、これまでの調査で培った手法や実績を含めてさらに高い水準で確保することを目指すとともに、担当者が初めて化学物質環境実態調査の実施に携わる場合においても、支障なく業務が実施できる構成としている。

また、国立環境研究所では、地域の状況を熟知している全国の地方環境研究所と、地域に密着した環境問題に関するさまざまな共同研究を進めている。「地方公共団体環境研究機関との共同研究募集要項」に基づく応募があったものについて、所内研究者との調整を行った後、実施している。

令和 7 年度における国立環境研究所における地方環境研究所等との共同研究については、Ⅰ型実施共同研究は 7 課題（7 機関）、Ⅱ型実施共同研究は 11 課題（231 機関）実施している。

【ダイオキシン類に係るモニタリング】（環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

ストックホルム条約では、国内及び国際的な環境実態を監視すること（第 11 条）、調査結果を活用した有効性の評価を行うこと（第 16 条）を締約国に義務づけている。当該事業では、ダイオキシン類を除く POPs 32 物質群について、最新の汚染実態及び経年変化を把握するため、国内の大気、水質、底質、生物等のモニタリング調査を実施しており、毎年、結果を取りまとめ、「化学物質と環境」として公表を行っている。また、東アジアのバックグラウンドとして位置づけられている辺戸岬（沖縄県）等において、POPs 高頻度モニタリングを実施しており、これらを取りまとめた報告書を、ストックホルム条約の有効性評価に活用するため、定期的に条約事務局に提出している。なお、ダイオキシン類の国内監視は、ダイオキシン法に基づき行われている。

（取組事項に対する取組状況）

ストックホルム条約では、化学物質の存在並びに当該化学物質の地域的及び世界的規模の自然の作用による移動に関する比較可能な監視に基づいて、その有効性を評価することが定められている。我が国では、この有効性評価に資することを目的として、東アジア POPs モニタリングネットワークにおける活動のなかで、沖縄県辺戸岬（国頭村）及び長崎県五島福江島（五島市）において大気中の POPs 残留状況を高頻度で監視している。大気中の POPs 残留状況の高頻度監視結果について、個別の測定結果については、ウェブサイト「化学物質と環境 調査結果報告書詳細版」として添付している。

また、令和 8 年 3 月 24 日に令和 6 年度ダイオキシン類対策特別措置法施行状況を公表した。大気基準適用施設、水質基準対象施設ともに、特定施設数は前年度から減少している。大気基準適用施設について、前年度と比較すると、立入検査件数、命令件数及び指導件数は減少した。水質基準適用事業場（水質基準対象施設が設置される特定事業場）について、前年度と比較すると、立入検査件数、指導件数は減少し、命令件数は前年度と同じく 0 件であった。

【水銀のモニタリング】（環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

水俣条約に関する国際交渉や国内外の水銀対策の検討に資することを目的として、国内の発生源による影響を直接受けにくい地点（バックグラウンド地点）として沖縄県辺戸岬及び秋田県男鹿半島を選定し、大気中水銀濃度（バックグラウンド濃度）の調査を実施している（辺戸岬では平成 19 年度より、男鹿半島では平成 26 年度より実施）。得られたデータについては、平成 22 年度より、毎年調査結果を公表している。

（取組事項に対する取組状況）

水俣条約に関する国際交渉や国内外の水銀対策の検討に資することを目的として、国内の発生源による影響を直接受けにくい地点（バックグラウンド地点）として沖縄県辺戸岬及び秋田県男鹿半島を選定し、大気中水銀濃度（バックグラウンド濃度）の調査を実施している（辺戸岬では平成 19 年度より、男鹿半島では平成 26 年度より実施）。得られたデータについては、平成 22 年度より、毎年調査結果を公表している⁹。

表 1 0 辺戸岬における大気中水銀濃度の年度別測定結果（年平均値）

（単位：ng/m3 [注]）

測定項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
金属水銀	1.6	1.7	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6
酸化態水銀	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.001
粒子状水銀	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
合計	1.7	1.7	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6

[注] 水銀及びその化合物を水銀の量に換算した濃度を示す。下表も同じ。

※平成26年度以前の測定結果については、添付資料「令和 6 年度 大気中水銀バックグラウンド濃度等のモニタリング調査結果について（別添）」をご参照ください。

表 1 1 男鹿半島における大気中水銀濃度の年度別測定結果（年平均値）

（単位：ng/m3 [注1]）

測定項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
金属水銀	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5	1.6	1.6	1.5	1.5	1.6
酸化態水銀	0.003	0.002	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
粒子状水銀	0.009	0.011	0.009	0.008	0.006	0.012	0.006	0.007	0.007	0.006
合計	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5	1.6	1.6	1.5	1.6	1.6

表：令和 6 年度大気中水銀バックグラウンド濃度等のモニタリング調査結果より引用

⁹ 令和 6 年度 大気中水銀バックグラウンド濃度等のモニタリング調査結果について
https://www.env.go.jp/press/press_00719.html

取組状況③：懸念課題への対応

(1) 基本的な考え方

GFC の戦略的目的Cでは、懸念課題の特定、優先化、対応を順次進めていくことが掲げられ、付属書にそのための手順が定められた。令和8年11月に開催が予定されている第1回 GFC 国際会議において具体的な懸念課題の特定がなされる見込みであるが、それまでの間は、これまで SAICM で取り上げられてきた新規政策課題及びその他懸念課題に引き続き取り組むこととされており、これら国際的に取り上げられている事項について引き続き対応していく。

また、政策対話等の市民や産業界等の参加・対話の場を通じて、各主体が懸念している化学物質に関する課題について収集・分析し、理解を深め、課題解決に貢献する取組を進めていく。

(2) ターゲット（点検項目）

点検項目は下記のとおり設定した。

点検項目

(ア) C1：懸念課題に対する作業プロセス及び計画・実施

(3) 具体的な取組状況

(ア) C1：懸念課題に対する作業プロセス及び計画・実施

(GFC 国内実施計画における取組事項)

これまでに取り上げられた主な懸念課題（一部）については、以下のように取り組む。

【PFASに係る検討と対応】（環境省）

(GFC 国内実施計画における取組事項)

PFOS、PFOA 等の PFAS については、「PFAS に関する今後の対応の方向性」（令和5年7月、「PFAS に対する総合戦略検討専門家会議」）を踏まえ、環境モニタリングの強化や科学的知見の充実など、安全・安心のための取組を進める。

(取組事項に対する取組状況)

水道法に関連して、令和2年に厚生労働省（当時）が PFOS・PFOA を水質管理目標設定項目に位置付け、水道事業者等に対して水道水質基準に準じた検査や管理を求めてきた。環境省は、令和8年4月1日から PFOS・PFOA を水道水質基準へ引き上げた。これにより、水道事業者等は、PFOS・PFOA に関する検査・基準遵守の義務が新たに課されることとなった。PFOS・PFOA 以外の PFAS については、有害性に関する科学的知見が十分に得

られていない一方、水道水の原水等からも検出されているため、令和3年から PFHxS が、令和7年からはその他7種類の PFAS が要検討項目として位置づけられている。

また、PFOS 及び PFOA については水環境における要監視項目として指針値を定め、対応の手引きを更新するとともに、毎年、都道府県等から報告のあった測定結果を取りまとめ、公表している。

PFOS 等含有泡消火薬剤の代替に向けた取組については、環境省が、関係省庁・関係団体と協力しつつ進めている。

PFAS と健康影響の関連性を明らかにするため、環境研究総合推進費を活用した疫学調査や研究を支援するとともに、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査等、科学的に評価可能な疫学調査や研究を進めている。

【化学物質の内分泌かく乱作用に係る検討】（環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

化学物質の内分泌かく乱作用については、EXTEND2022 の下で、用いるべき試験法の開発を進め、OECD における国際標準試験法の確立に貢献する。確立された新しい試験法を用いた試験・評価に乗り出すことも含め、試験・評価を加速化し、有害な影響が懸念される物質の同定を進める。検討対象物質として農薬、医薬品をはじめとする PPCPs

（Pharmaceuticals and Personal Care Products）等を積極的に取り上げるとともに、リスク管理に係る制度下の評価体系における活用を念頭に置いた内分泌かく乱作用に関する評価の方策の提案を目指す。

（取組事項に対する取組状況）

EXTEND2022 の下で採用された枠組みの下で、新たな知見を収集整理しつつ、内分泌かく乱作用に関する試験及び評価が進められた。令和7年10月14日に化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会を開催し、内分泌かく乱物質に係る文献情報に基づく影響評価（信頼性評価）や各種試験の実施結果の報告等を行った。また、令和7年11月27日に令和7年度化学物質の内分泌かく乱作用に関する公開セミナーを開催し、英国における行政対応や研究の動向について報告が行われ、EXTEND2022 による取組の概要について報告した。

【ナノマテリアルに係る検討】（環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

ナノマテリアルについては、OECD 等の取組に積極的に参加しつつ、その環境リスクに関する知見の集積を図る。併せて、アドバンスドマテリアル、微細なプラスチックや関連化学物質等について知見の充実に努める。

(取組事項に対する取組状況)

ナノマテリアルに関する情報の収集と確認を続けてきた。調査業務の中で「ナノ材料の環境影響評価に関する検討委員会」を設置し、ナノマテリアルが水生生物に及ぼす影響について知見の整理、確認及び評価を進めた。同検討委員会では、これらによって得られた知見を、令和7年3月に「ナノマテリアルの水生生物に対する影響等について（中間とりまとめ）」としてとりまとめた。

【PPCPsに係る検討】（環境省）

(GFC 国内実施計画における取組事項)

環境中に存在する医薬品等（PPCPs）については、環境中の生物に及ぼす影響に着目して生態毒性及び存在状況に関する知見を充実し、環境リスク評価を進める。作用や構造が類似する物質や、代謝産物等も考慮した複合影響評価の視点を含める。

(取組事項に対する取組状況)

環境省においては、PPCPsの環境影響に関する調査事業や環境リスク初期評価において、影響に関する知見が不足する物質について生態毒性試験を実施し、その試験結果を公表している。また、環境中のPPCPsについては化学物質環境実態調査を通じて存在状況の把握に努めている。

【薬剤耐性（AMR）に係る検討と対応】（環境省）

(GFC 国内実施計画における取組事項)

薬剤耐性（AMR）に関して、ワンヘルスの観点から G7 札幌気候・エネルギー環境大臣会合（令和5年）の共同コミュニケにおいて知見の空白を埋める努力を続けることが明記されたことなどを踏まえ、環境中における抗微生物剤の残留状況に関する基礎情報の収集、人の健康及び環境中の生物に及ぼす影響に着目した調査を推進する。

(取組事項に対する取組状況)

環境省では、薬剤耐性菌に関する水環境中などにおける存在状況及び健康影響等に関する基礎情報が不足していることから、これらの情報の収集を進めている。令和2年度から令和4年度までの環境研究総合推進費課題「環境中における薬剤耐性遺伝子の伝播ポテンシャルと伝達機構の解明」において、日本の主要河川を対象とした薬剤耐性菌の分布調査、*in vitro* 伝達実験を用いた薬剤耐性遺伝子の伝播ポテンシャルの評価実験等が実施されている。

取組状況④：製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で持続可能な解決策の整備を通じた環境リスクの予防・最小化

(1) 基本的な考え方

GFCの戦略的目的Dでは、製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で持続可能な解決策を整備することにより、人の健康と環境への利益を最大化し、リスクを予防するか最小化することが掲げられている。

このため、民間部門において、民間企業におけるサステナブル・ケミストリーと資源効率性の進展に向けた取組や投資を推進し、財務管理やビジネスモデルへの適正管理の実施戦略等の統合及び国際的報告基準等の適用への取組が国際的に進められると期待されるところ、我が国としてもその促進策を検討するとともに、安全な代替や持続可能なアプローチを使用する生産を奨励する政策手法を検討していく。

併せて、研究やイノベーションにおいて持続可能な解決策やより安全な代替物質を優先するための方策の検討、化学農薬や化学肥料の使用低減など環境と調和のとれた食料システムの確立、事業者が化学物質管理指針に留意して適切な管理等を行うよう、関係法令の適切な執行や周知に努める。

(2) ターゲット（点検項目）

点検項目は下記のとおり設定した。

点検項目

- (ア) D2：より安全な代替と持続可能なアプローチによる生産奨励政策
- (イ) D4：研究・革新プログラムにおける持続可能な解決策と安全な代替物質の優先
- (ウ) D5：より安全で持続可能な農業慣行の支援
- (エ) D6：持続可能な化学物質及び廃棄物管理戦略の策定・実施等
- (オ) D7：労働安全衛生の慣行と環境保護措置の確保・実施

(3) 具体的な取組状況

(ア) D2：より安全な代替と持続可能なアプローチによる生産奨励政策

【ESG投資等の促進の取組】（環境省）

（GFC国内実施計画における取組事項）

化学物質の製造から使用、循環利用、廃棄に至るライフサイクル全体を通じた人の健康及び環境のリスクの最小化に向け不断の検討を進める。あわせて、我が国では従来から、個々の企業における法令遵守と自主的取組を基に化学物質管理が行われてきた。近年、ESG投資等、機関投資家が企業の環境面への配慮を重要な投資判断の一つとして捉える動きが主流化しつつあり、化学物質管理においても先進的な取組を行う企業が適正に評価されるよう、評価指標の設定等、企業がよりよい方向性を目指すインセンティブとなるよう

な仕組みを進める。

(取組事項に対する取組状況)

化審法３省合同審議会でとりまとめた「化学物質審査規制法の平成 29 年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について」(令和 7 年 7 月 22 日公表)において、現行制度の効率化・高度化に関する主な検討課題として、化学物質管理に取り組む事業者へのインセンティブが挙げられており、『国際的に、化学物質のリスク評価やより安全な化学物質の開発など化学物質管理に取り組む事業者が市場で評価されるような仕組みの構築が注目されている。そのような取組を進める事業者の企業価値が向上し評価されるような施策として、サステナビリティ情報開示に係る国内外の動向などを踏まえて、企業の取組の後押しとなる施策を進めてはどうか。また、現状における名称を公示する必要性と競争条件を著しくゆがめないための配慮の必要性を確認の上、例えば、確認できるリスクに応じて名称公示までの期間に差を設けることなど、「より安全な代替の開発」という GFC の考え方に基づく化学物質の開発を促進するような制度的なインセンティブを検討してはどうか。』と示唆され、対応を進めているところ。

【製造から廃棄までのプロセスを通した化学物質管理の取組】(厚生労働省、経済産業省、環境省)

(GFC 国内実施計画における取組事項)

製造から廃棄までのプロセスを通した化学物質の管理を目指して、環境配慮設計の促進、より環境に配慮した化学物質への代替促進、グリーン・サステナブルケミストリーの取組支援、リスク評価支援(循環利用時を含むばく露評価基盤の整備等)、自主管理支援、市中に存在する在庫の適切な管理等を進め、関係する各主体の取組との連携の更なる向上を図る。

(取組事項に対する取組状況)

環境配慮設計に関する取組については、令和 7 年 10 月 27 日に、第 1 回中央環境審議会循環型社会部会静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会環境配慮設計推進ワーキンググループと第 2 回産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会設計認定基準ワーキンググループの合同会議が開催され、資源有効利用・脱炭素化促進設計指針案(骨子)について議論された。令和 7 年 5 月に改正された資源有効利用促進法において、特に優れた環境配慮設計の認定制度が創設され、環境配慮設計の認定を受けるに当たって事業者が目指すべき事項として、「資源有効利用・脱炭素化促進設計指針」を定めることとされたものである。

化審法３省合同審議会でとりまとめた「化学物質審査規制法の平成 29 年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について」(令和 7 年 7 月 22 日公表)において、現行制度の効率化・高度化に関する主な検討課題として、「ライフサイクル全体を念頭にした

循環経済への対応（プラスチック再生材）」が挙げられており、その中で、「製造・輸入されたプラスチック再生材に不純物として含まれている第一種特定化学物質のうち、国際的に管理に関する値が設定されているもので、我が国でも管理上限値を示しているものについては、閾値（基準値）を設定し、適切な管理を実施してはどうか。また、現在管理上限値がないものについても、欧州 POPs 規則などの情報を参考に、閾値（基準値）を検討してはどうか。」という考えが示された。これをうけ、中鎖塩素化パラフィン（以下「MCCP」という。）を選定し、NITE が過去の評価事例を活用したリスクの確認を行った上で、不純物として含まれる MCCP の基準値を設定し、R 8.7.24 に開催された 3 省合同審議会において報告がなされた。

経済産業省では、化学物質審査規制法の新規化学物質審査のうち、高分子化合物の場合の評価方法（高分子フロースキーム）について、NITE が約 1,500 これまでの物質の過去の試験データを解析するなど、審査の知見を活用し、従来の試験が省略できる場合を明確化し、より簡易な方法（構造及び物性等による評価）で評価できる手法を新たに構築し、令和 8 年 6 月から新規化学物質審査制度に導入している。本評価手法により、高分子化合物の評価における更なる合理化が図られることが期待されている。

【グリーン調達】（環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

グリーン調達として、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」は、循環型社会の形成のため、「再生品等の供給面の取組」に加え、「需要面からの取組」が重要との観点から、循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして、平成 13 年 4 月より完全施行され、国及び地方公共団体等による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供、その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な項目を定めることにより、化学物質のリスク削減も含めた環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的としている。

政府は、環境物品等の調達の推進に関する基本方針を定め、政府及び独立行政法人等の全ての機関が基本方針に基づいて、毎年度、環境物品等の調達目標を定めた方針を作成するとともに、調達実績を公表することで、環境物品等の調達の確実な推進を進めてきた。

（取組事項に対する取組状況）

グリーン調達については、令和 6 年度における国及び独立行政法人等の機関の特定調達物品等の調達実績において、公共工事分野の品目を除く 217 品目中 171 品目（78.8%）で、判断の基準を満たす物品等が 95%以上の高い割合で調達されている。

(イ) D4：研究・革新プログラムにおける持続可能な解決策と安全な代替物質の優先
(環境省)

(GFC 国内実施計画における取組事項)

環境省では、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和6年8月環境大臣決定）に基づき、5つの領域と、環境分野において今後5年程度で重点的に取り組むべき研究・技術開発の課題として16の重点課題を設定している。この中の「資源循環領域」の重点課題「社会構造の変化に対応した持続可能な廃棄物の適正処理の確保」の中で、POPs等を含む有害廃棄物や使用済製品等の適正管理・処理技術の高度化及び資源循環の阻害要因となる化学物質管理技術の高度化や、「安全確保領域」の重点課題「化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進」の中で、代替物や機能進化に迅速に対応するための、AI等の活用も想定した適切なリスク評価スキームの構築に関する研究プログラムを進めている。

(取組事項に対する取組状況)

環境研究総合推進費では、重点課題やその解決に資する行政要請研究テーマ（行政ニーズ）を提示した上で、広く産学民官の研究機関の研究者から提案を募り、研究・技術開発を実施している。安全確保領域では、重点課題として「化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進」、「大気等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明」、「水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明」を設定しており、43件の研究課題が実施中である。

国立環境研究所では、物質フロー革新研究プログラムにおいて、資源の持続的利用に向けた物質フローのライフサイクル全体を通じた評価と改善に係る研究に取り組んできた。3つのプロジェクトで目標とした「生産者および消費者の科学的目標に基づく物質フロー管理の始動」、「新たな物質循環の実現と両立する調和的な物質循環・化学物質管理政策への貢献」、「脱炭素社会に適した廃棄物処理処分システムの体系化」に対して、脱炭素社会に導く物質フローとストックの転換目標を示し、循環利用の阻害となりうる化学物質・環境汚染物の同定と阻害の回避方策の分析事例と共通的な考え方を整理するとともに、脱炭素社会に適した廃棄物処理処分システムの実現に資する技術的基盤を体系的に構築した。これらを通じて、物質フロー革新の礎となる科学的知見を社会に還元して「物質フローの長期的革新戦略を持つ」という潮流の起点を作ったと総括した。

また、令和3年度から包括環境リスク研究プログラムを開始し、化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進に係る研究に取り組んできた。この研究プログラムでは、人間活動に起因する化学物質の大部分を評価・管理するため、対象物質を製造・使用されている全懸念化学物質に広げることを目指すとともに、脆弱な集団や生活史の考慮、包括的計測・数理モデル群の高度化等を実施した。これらにより、これまで定量化が困難であったPFASやプラスチック（および添加剤）等の環境計測や影響評価等の手法を開発するとともに、全懸念化学物質をヒトおよび生態影響の両方の観点から包括的リスクを定量・可視化する手法を提

案し、国連 GFC などでは実施されている高レベル指標の開発や ISP-CWP の設立などに貢献した。

(ウ) D5：より安全で持続可能な農業慣行の支援

(農林水産省)

(GFC 国内実施計画における取組事項)

環境と調和のとれた持続可能な食料システムの構築に向け、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、農林水産省は、令和 3 年 5 月に「みどりの食料システム戦略」を策定した。同戦略では、2050 年までに目指す姿として、温室効果ガス削減や化学肥料・化学農薬の使用低減、有機農業の取組面積の拡大など 14 の KPI を設定している。

令和 4 年 7 月に施行された「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(令和 4 年法律第 37 号。以下「みどりの食料システム法」という。)に基づく計画認定制度により、温室効果ガス削減や化学肥料・化学農薬の使用低減等の環境負荷低減に取り組む生産者、環境負荷低減に役立つ技術の普及拡大等を図る事業者の取組を後押しするとともに、農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化する「クロスコンプライアンス」を導入する。また、生産者の環境負荷低減の努力に関する消費者の理解を得て選択につなげるため、環境負荷低減の取組の「見える化」を推進する。

(取組事項に対する取組状況)

令和 4 年 6 月に「みどりの食料システム戦略」に掲げる 2050 年の目指す姿の実現に向けて、中間目標として、新たに KPI2030 年目標を決定した。令和 7 年 12 月に「みどりの食料システム戦略」KPI 実績値をウェブサイト公表した。

みどり戦略においては、2030 年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者へ集中していくことを目指し、農林水産省の補助事業等について、環境負荷低減メニューの充実と併せて、各事業の実施要件に加え、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化する「クロスコンプライアンス」の充実を図ることとされた。

農林水産省では、全ての補助事業等において、チェックシート方式により、事業を活用した者が最低限行うべき環境負荷低減の取組を行っているか確認する「環境配慮のチェック・要件化」(愛称「みどりチェック」という。)を導入することとし、令和 9 年度からの本格実施を目標に、令和 6 年度から試行実施している(図 17)。



図 177 環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の実施手続き

図：令和6年度食料・農業・農村白書より引用

「(通知) 補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について（令和7年12月26日）」を令和8年1月9日に掲載し、令和8年1月21日には「チェックシート例（業種別）」を更新した。また、令和8年5月22日「農林水産省の全補助事業等に対する環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の導入について（令和8年5月）」を更新しており、令和8年1月22日に「環境配慮のチェック・要件化」（みどりチェック）チェックシート解説書を Ver.3.0 へ更新している。

農林水産省では、生産者による環境負荷低減の努力を可視化するため、農産物の生産段階における温室効果ガス排出量・吸収量を簡易に算定できる「農産物の温室効果ガス簡易算定シート」を作成した。また、算定結果に基づき、地域の慣行栽培と比べた温室効果ガスの削減貢献の度合いを星の数で表示する「見える化」の取組を推進している。算定の対象は米や野菜を始めとする24品目で、畜産物（牛肉、生乳）を対象品目に追加するため、評価手法の検討や算定実証を行っている。また、米については、生物多様性保全の取組についても、その取組数に応じて評価し、温室効果ガス削減への貢献と合わせて表示することが可能である。令和6年3月に新たなラベルデザインでガイドラインに則った運用を開始し、同年6月にはラベルの愛称を「みえるらべる」に決定した。また、インバウンドへの対応や輸出展開を見据え、英語版のラベルを作成し、令和7年3月にラベルの愛称を「ChoiSTAR チョイスター」に決定した。

みどりの食料システム法に基づく生産者の認定状況は、令和8年3月時点で認定者数（経営体数）が合計 36,380 となっている。

(エ) D6：持続可能な化学物質及び廃棄物管理戦略の策定・実施等

（経済産業省、環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

我が国は、令和6年5月に「第六次環境基本計画」を策定し、化学物質管理に関する重点施策を取りまとめ、実施を進めている。その化学物質管理に関する重点施策においては、我が国における懸念課題を特定し、今後に向けた施策をとりまとめている。

また、令和6年8月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、循環型社会の形成に関する施策を推進している。その施策の1つ「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」の中で、リサイクル原料への有害物質の混入について、上流側の製造段階での化学物質対策等と連携したライフサイクル全体を通じたリスク削減のための施策についての検討や、ライフサイクル及びバリューチェーン全体を通じて材料や製品に含まれる化学物質に関する信頼できる情報を可能な限り入手可能とする取組等を推進している。

(取組事項に対する取組状況)

第六次環境基本計画は令和6年5月21日に閣議決定された。化学物質管理に係る変遷と課題をまとめつつ、重点的施策等が記載されている。第五次環境基本計画までは、平成18年に合意されたSAICMに沿って、国際的な視点に立った化学物質管理に取り組んできたところ、今後は我が国の化学物質管理政策を、GFCで合意された5つの戦略的目的の達成に寄与するものとして、整理して推進していくことが記載された。

令和7年10月30日に第62回中央環境審議会循環型社会部会（以下「循環型社会部会」という。）が開催されており、第五次循環型社会形成推進基本計画の点検における重点点検分野である「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」について議論されている。当該分野においては、素材等別のライフサイクル全体における資源循環状況（入口側の循環利用率、出口側の循環利用率、最終処分量）、バイオマスプラスチックの導入量、リユース市場規模、認定長期優良住宅のストック数という4つの指標を設定しており、施策の進捗に関する説明、関係者からのヒアリングを実施するとともに、各分野に関する指標を提示した上で、検討を行うこととしている。

資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環において、主な取組として、循環経済パートナーシップ（J4CE）、自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム、資源循環ネットワーク形成及び拠点の戦略的構築を実施している。

(オ) D7：労働安全衛生の慣行と環境保護措置の確保・実施

(厚生労働省)

(GFC 国内実施計画における取組事項)

「労働安全衛生法」では、労働現場での労働災害防止及び労働者の健康障害防止のために、化学物質のばく露等防止対策を実施してきた。令和4年には、労働安全衛生法関係法令が改正され、事業者が自らリスクアセスメントを実施し、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に選択し実施する自律的管理に方向転換を行うとともに、その着実な実施のために化学物質管理者制度を導入した。今後は、職場における新たな化学物質管理施策を円滑に実施するために、関連する制度や基準の整備を進めていく。(再掲)

(取組事項に対する取組状況)

化学物質管理については、こうした物質の多様化や国際的な潮流に従い、国が特定の化学物質ごとに個別具体的に規制する方法から、危険・有害な物質について事業者等が自律的に管理する規制へ見直すため、令和4年2月及び5月に労働安全衛生関係法令の改正を行い、令和6年4月に全面施行された。

具体的には、国が危険性・有害性を確認した化学物質について、順次リスクアセスメント対象物に追加を行い、化学物質の譲渡・提供者が危険性・有害性情報をラベル表示するとともに、譲渡・提供する相手方に対して文書（SDS）を交付して成分・含有量等の危険性・有害性情報を通知する義務を負うこととした。また、譲渡・提供を受けた企業はリスクアセスメントを行うとともに、その結果に基づき、労働者のばく露低減措置を講ずるなど自律的な管理体制を整えることとした。加えて、国は、リスクアセスメント対象物のうち、厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場において、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度の上限值として、濃度基準値を順次設定している。これらの取組により、職場における化学物質による健康障害防止対策を一層推進する。

取組状況⑤：効果的な資源動員、パートナーシップ、協力、キャパシティビルディング及び関連する意思決定プロセスへの統合を通じた実施の強化

(1) 基本的な考え方

GFC の戦略的目的E では、化学物質管理に関連するすべての意思決定プロセスへの統合等を通じて実施を強化するため、国の策定する各種計画等において化学物質と廃棄物の適正な管理を主流化すること、パートナーシップやネットワークを強化し、適正管理に必要な資金の特定・動員、資金ギャップの特定、キャパシティビルディングの促進、適正管理に関する費用を内部化することが掲げられている。

我が国においても、本計画への位置づけを含めて化学物質と廃棄物の健全な管理の主流化に取り組むとともに、気候変動対策、生物多様性保全といった他の主要な環境政策や保健政策、労働政策との間のシナジーを生かした取組を検討していく。

(2) ターゲット（点検項目）

点検項目は下記のとおり設定した。

点検項目

- (ア) E1：化学物質・廃棄物管理の主流化
- (イ) E2：部門間及び主体間のパートナーシップとネットワークの強化
- (ウ) E3：資金の特定と動員
- (エ) E4：資金ギャップの特定・検討
- (オ) E5：適正管理コストの内部化
- (カ) E6：その他の環境・保健・労働指針との相乗効果

(3) 具体的な取組状況

(ア) E1：化学物質・廃棄物管理の主流化

(環境省)

(GFC 国内実施計画における取組事項)

化学物質管理に関連する政府の策定する各種計画等において GFC に基づく化学物質と廃棄物の適正な管理の主流化を図る。これまでに、第六次環境基本計画や第五次循環型社会形成推進基本計画においては、GFC に基づいた化学物質関連施策を計画の中で位置づけている。

具体的には、今後策定する各種計画における化学物質関連施策では、GFC に基づいた内容とするとともに、ターゲット B5 と関連して、GFC を理解するためのパンフレットの作成やセミナー等を開催し、各主体に対して GFC について啓発・教育することで、化学物質管理における各主体における GFC の取組の主流化を進める。

(取組事項に対する取組状況)

ターゲット B5 において詳述した化学物質管理に関する教育・啓発に関する実施事項に加え、GFC を理解するためのパンフレットを作成・公開するとともに、各種セミナーの機会を通じて GFC についての紹介を行いつつ GFC に基づく取組の主流化を進めた。



(イ) E2：部門間及び主体間のパートナーシップとネットワークの強化

(経済産業省、環境省)

(GFC 国内実施計画における取組事項)

化学物質管理に関連するすべての意思決定プロセスへの統合等を通じて実施を強化するため、政府の策定する各種計画等において化学物質と廃棄物の適正な管理を主流化すること、パートナーシップやネットワークを強化する。

国内においては、政策対話等を通じた、様々な主体の参加の場、コミュニケーションの場を設けるとともに、ネットワークの構築を図る。また、化学物質管理に関する人材育成及び環境教育、化学物質と環境リスクに関する理解力の向上に向けた各主体の取組及び主体間連携等を推進する。

また、環境省が設置した「化学物質国際対応ネットワーク」により、民間企業等と官民ネットワーク構築を図り、諸外国の化学物質法規制に関する理解促進と制度調和化のための情報提供、意見交換等を引き続き実施する。

(取組事項に対する取組状況)

化学物質と環境に関する政策対話を開催し、第 20 回以降、以下のとおり GFC の実施に関連したテーマについて主体間連携を推進するための意見交換を行うとともに、各主体による GFC の貢献について議論し、GFC 国内実施計画の付属書 A としてとりまとめた。

実施回	開催時期	テーマ
第 20 回	令和 6 年 11 月	GFC 国内実施において取り組むべき懸念課題
第 21 回	令和 7 年 2 月	生物多様性と化学物質管理

第 22 回	令和 7 年 7 月	情報伝達・情報開示
第 23 回	令和 7 年 12 月	リスクコミュニケーション
第 24 回	令和 8 年 7 月	災害・事故時の化学物質等漏出・流出・飛散等対応

環境省が設置した「化学物質国際対応ネットワーク」により、民間企業等と官民ネットワーク構築を図り、諸外国の化学物質法規制に関する理解促進と制度調和化のための情報提供、意見交換等を実施した。なお、当該ネットワークは令和 8 年 3 月をもって終了したが、以降も引き続き環境省が主体となり、主に「化学物質管理政策最新動向セミナー」の開催を通じて、同様の情報提供・意見交換等は継続する予定である。

(ウ) E3：資金の特定と動員、E4：資金ギャップの特定・検討

(GFC 国内実施計画における取組事項)

化学物質と廃棄物の適正管理のために、目的に沿って公的資金・民間資金を問わず必要な資金が動員されることが必要である。国際的な文脈においても、我が国は、多国間、二国間の枠組みを通じて化学物質と廃棄物の適正管理に向けた様々なパートナーシップや支援活動を実施している。

(国内の取組)

【廃棄物処理施設への支援】(環境省)

(GFC 国内実施計画における取組事項)

一般廃棄物について、市町村が統括的処理責任を有しており、政府は、適正な廃棄物管理を推進するための市町村等の設置する廃棄物処理施設、リサイクル施設、最終処分場等の整備に対して交付金を交付している。

また、産業廃棄物については、事業者は自らの責任において処分が完了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずる必要がある。なお、事業者が不適正な処理等を行った場合において、やむを得ず都道府県等が支障除去等を行う場合については、その必要な費用を支援する制度を設けている。

(取組事項に対する取組状況)

一般廃棄物処理施設の整備に係る交付金について、一般廃棄物処理に関しては、循環型社会形成の推進に加え、災害時における廃棄物処理システムの強靱化、地球温暖化対策の強化という観点から、循環型社会形成推進交付金等により、市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備等に対する支援を実施した。市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、交付金、補助金による支援が不可欠である。また、災害廃棄物処理の中核を担い地域のエネルギーセンターとして災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設の強靱化を図る必要がある。

産業廃棄物適正処理推進センター基金について、令和 5 年度においては、栃木県の低濃度 PCB 汚染物処理施設に対して 130,707 千円、令和 6 年度においては、茨城県の混合廃棄物処理施設に対して 284,899 千円の支援を行った。

(国際的な取組)

我が国は、多国間及び二国間の枠組みでの技術協力として、独立行政法人国際協力機構 (JICA) や各省庁が、化学物質及び廃棄物の適正管理を目的としたプロジェクトを世界各地で実施している。

○多国間

【バーゼル条約・ストックホルム条約・ロッテルダム条約の履行】(外務省、農林水産省、経済産業省、環境省)

(GFC 国内実施計画における取組事項)

バーゼル条約、ストックホルム条約及びロッテルダム条約(化学物質・廃棄物関連 3 条約)は、有害な化学物質及び廃棄物を規制して環境汚染を未然に防止するとの共通の目的を持っているため、相互の協力及び連携が進展している。具体的には、条約事務局の機能及び補助機関の活動の効率化、地域センター間の連携、各締約国内における条約実施の協調等が進められている。我が国は、3 条約の連携について今後も効率的な実施に向けて協力していく。

(取組事項に対する取組状況)

ストックホルム条約、バーゼル条約及びロッテルダム条約の締約国会議は、有害な化学物質及び廃棄物を規制し、これらが環境及び人の健康に与える影響を防ぐという共通の目的を有しており、相互に連携した取組を実施している。3 条約の更なる連携を促進し、効果的にその目的を達成していくため、令和 7 年 4 月 28 日～5 月 9 日にかけて、3 条約の締約国会議が連続して開催された。

【アジアにおける国際協力】(環境省)

(GFC 国内実施計画における取組事項)

また、化学物質管理が遅れている途上国を含む諸外国等における化学物質管理の強化や、国際的な化学物質管理の協調に向けて、我が国の化学物質管理に関する経験等の共有を含めた対応を引き続き推進していく。

特に、化学物質による健康被害や環境汚染の防止を図るため、東アジア POPs モニタリングプロジェクトやアジア太平洋水銀モニタリングネットワーク (APMMN) 等の各種のモニタリングネットワーク、日中韓化学物質管理政策対話、UNEP 水銀パートナーシップ、フルオロカーボン・イニシアティブ (IFL) 等を活用した化学物質対策能力向上支援

等の様々な枠組み・パートナーシップにより、我が国の経験と技術を踏まえた技術支援、積極的な情報発信、国際共同作業等を行い、化学物質の適正管理の推進、そのための制度・手法の調和及び協力体制の構築を進めている。

（取組事項に対する取組状況）

東アジア POPs モニタリングプロジェクトにおける、第 16 回東アジア POPs モニタリングワークショップが、令和 7 年 11 月 18 日から同年 11 月 20 日の 3 日間の日程で、東京都内にて開催された。ワークショップにおいてはストックホルム条約の有効性評価の進捗状況、東アジア POPs モニタリングの分析結果及び状況報告、今後のモニタリング計画、将来的な東アジア POPs モニタリングプロジェクトの枠組について話し合われた。また、第 13 回アジア太平洋水銀モニタリングネットワーク（APMMN）が、令和 6 年 9 月 3 日～6 日の 4 日間にかけて台湾にて開催された。

第 26 回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM26）が、令和 7 年 9 月 27 日～28 日に中国・煙台市にて開催された。会合では、気候変動、生物多様性、プラスチック汚染など今後の環境協力について意見交換を行い、新たな「環境協力に係る日中韓三カ国共同行動計画」（2026-2030 年）及び共同コミュニケが採択された。また、環境大臣は、中華人民共和国（中国）及び大韓民国（韓国）の環境大臣とバイ会談を行い、環境協力の一層の促進に向けた議論を行った。

UNEP 水銀パートナーシップは、8 つの分野で活動しており、我が国は廃棄物管理（Mercury Waste Management）分野のリードパートナーを務めている。関連資料の開発・普及、能力と認識の向上、ならびに地球規模・地域・国家・地方レベルでの具体的解決策の提供を通じて、水銀廃棄物の環境上適正な管理を促進することを目的に活動している。廃棄物管理に関する技術・サービスの情報カタログとして、「Catalogue of Technologies and Services on Mercury Waste Management」を令和 6 年に更新している。

フルオロカーボン・イニシアティブ（IFL）は、日本が主導して令和元年 12 月に国連気候変動枠組条約 COP25 で立ち上げた国際協力枠組みで、フルオロカーボンのライフサイクル管理による排出抑制を目指す国際的なイニシアティブである。令和 6 年 7 月 7 日にモントリオールで第 46 回モントリオール議定書締約国公開作業部会（OEWG46）前日イベントとして、規制物質の各国の在庫リスト作成及びこれらの物質の管理に関する国家計画について理解を深めることを目的に、バンクインベントリ・ワークショップが開催された。我が国からは、インベントリ作成、戦略策定に関する経験について紹介し、フロン類の残存量削減に向けた段階的改善のための法律・計画・政策手段を整備した実績が、フロン類残存量管理における最良の事例の一つとして高く評価された。

【日 ASEAN みどり協力プランの推進】（農林水産省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

また、農林水産省では、我が国の提案により日 ASEAN 農林大臣会合で採択された「日 ASEAN みどり協力プラン」に基づき、化学肥料・化学農薬の使用低減を含め、我が国の技術や経験を活かし、生産性向上と持続性の両立による強靱で持続可能な農業・食料システムを構築するための協力を進めている。

（取組事項に対する取組状況）

令和 7 年 10 月 2 日、「第 2 回日 ASEAN 農林大臣会合」（フィリピン）において、「日 ASEAN みどり協力プラン」が改定された。改定版の「日 ASEAN みどり協力プラン」はこれまでの取組に加え、同年策定された ASEAN 食料・農林業分野別計画 2026-2030 に沿いつつ、日本の技術や経験の貢献が期待できる新規プロジェクトを追加し、今後、それらのプロジェクトを推進することとしている。

【e-waste 及び重要鉱物に関する資源循環パートナーシップの推進】（環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

日 ASEAN 環境気候変動閣僚級対話の枠組みで設立に合意した「電気・電子機器廃棄物（以下「e-waste」という。）及び重要鉱物に関する資源循環パートナーシップ」に基づき、インフォーマルセクター等による不適正な処理・リサイクルによる有害化学物質汚染の低減に向けて e-waste の回収・処理などに関する法令整備支援を進める。

（取組事項に対する取組状況）

令和 4 年 6 月に有害廃棄物等の輸出入に関するバーゼル条約の附属書の一部が改正され、非有害な電気・電子機器廃棄物（e-waste）を新たに規制対象に追加することが決定した。本改正により、有害・非有害に関わらず、全ての e-waste が条約の規制対象となった。本改正は、令和 7 年 1 月 1 日から発効となっている。また、令和 7 年 9 月に行われた日 ASEAN 環境気候変動閣僚級対話において、「e-waste、ELV 及び重要鉱物に関する資源循環パートナーシップ（ARCPPEEC）」に合意し、e-waste に加え、バッテリーを含む使用済自動車（ELV）に対象を拡大した。

【アフリカ各国への官民の投資の促進】（環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

また、TICAD VI のフォローアップの一環として、都市廃棄物に関するアフリカ各国の知見・経験の共有、人材・組織の能力向上等により、官民の投資を促進し、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献するため、「アフリカのきれいな街プラットフォーム」を環境省と JICA 等が中心となって平成 29 年に立ち上げた。また JICA は「JICA クリーン・シ

ティ・イニシアティブ」の下、アフリカのみならず途上国全般の廃棄物管理や汚染の防止に関する協力を行っている。

（取組事項に対する取組状況）

環境省は、独立行政法人国際協力機構（JICA）、横浜市、国連環境計画（UNEP）及び国連人間居住計画（UN-HABITAT）とともに、横浜で行われた第9回アフリカ開発会議（TICAD9）のTICAD9パートナー事業として、「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）第4回全体会合」を、令和7年8月20日～21日に横浜で開催した。2日間の会合を通じて、福岡方式を含む廃棄物管理の技術、ガバナンス、情報、資金動員等の重要性や適切な廃棄物管理のあり方について、活発な意見交換がなされた。また、アフリカ各国から我が国への感謝の意が表された。

「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI）」は、廃棄物管理と水質汚濁・大気汚染防止等の環境対策の推進により、健全な環境を実現し途上国の人々の健康と生活環境の保全を実現できる持続可能な社会の構築に貢献している。JCCI 国際セミナーは令和4年より毎年1回開催しており、JCCIの実現イメージを関係者で共有することを目的とし、途上国政府、開発援助機関、日本の自治体・省庁等様々な関係者を招き、各国・地域でのJICAの活動事例・経験を共有すると共に、日本が持つDX／イノベーション等を活用した先進技術（環境汚染対策、気候変動対策）を広く世界に発信している。JICA クリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI）国際セミナー2025が令和7年2月5日（セミナー開催日）、令和7年1月27日～2月7日（オンライン出展開催日）の日程で開催された。

【化学物質、廃棄物及び汚染に関する政府間科学・政策パネルへの協力】（環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

さらに、令和7年に向けて UNEP において設置が現在検討されている、化学物質と廃棄物、汚染等に関する科学・政策パネルにおいても、我が国は積極的に参加・協力していく。

（取組事項に対する取組状況）

令和7年6月に、気候変動分野での IPCC（気候変動に関する政府間パネル）や生物多様性分野での生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）に続く、化学物質・廃棄物・汚染分野の新たな政府間科学・政策パネルとして「化学物質、廃棄物及び汚染に関する政府間科学・政策パネル（ISP-CWP）」が設立された。同年7月には、第4回環境化学物質合同大会特別企画シンポジウム「化学物質、廃棄物及び汚染に関する政府間科学・政策パネル（ISP-CWP）の設立と今後について」を開催し、ISP-CWP が今後取り組むべき課題や、科学者としてのパネルへの期待及び国内外でパネルを推進し、さらに国内の科学者がパネルに積極的に関与するための具体的な方策等に

について議論を行った。このような国内における科学・政策の連携基盤について引き続き確立・強化を図っていく。

○二国間

【東南アジア地域における技術協力プロジェクトの実施】（経済産業省、環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

JICA による化学物質の適正管理に関連するプロジェクトの例として、東南アジア地域を中心とした国に対して、化学物質管理制度構築や水銀汚染等の個別物質対策能力強化のための技術協力プロジェクトや、課題別研修として、化学物質管理制度構築や、水銀対策、有害廃棄物の適正処理等のテーマで課題別研修事業を行ってきた。

例えば、インドネシアにおいて、同国政府の水銀管理政策の策定及び実施能力、水銀モニタリング能力強化を目的とした技術協力プロジェクト「水銀管理能力強化プロジェクト」を令和6年から実施している。

また、環境省では、東南アジア諸国との二国間協力として、環境リスク対策支援として PRTR 制度導入に向けた事業を実施してきた。また、経済産業省では、アセアン・サステナブル・ケミカル・セーフティ構想の枠組みの中で、東南アジアとの二国間協力を実施したほか、アセアン各国の規制化学物質リスト等を収載した「日 ASEAN 化学物質管理データベース（AJCSD）」を構築し、NITE が運用機関となって運用している。

（取組事項に対する取組状況）

JICA による化学物質の適正管理に関連するプロジェクトの例として、インドネシア共和国で実施した水銀管理能力強化プロジェクトがある。本事業は、水銀管理にかかる法律及び規則の制定・実施能力の強化、水銀排出インベントリー・マテリアルフローの作成、モニタリング結果に基づく解析・リスク評価等を行うことにより、環境林業省の水銀管理政策の策定・実施及びモニタリング能力の強化を図り、もってインドネシア国全体の水銀管理政策の策定・実施能力の強化に寄与するものである。令和5年7月～令和8年7月（計36カ月）を予定している。

NITE においては、AJCSD を的確に運用し、ASEAN 各国から提供される最新の法規制情報や有害性情報等を提供することとしており、令和7年度は6回のデータ更新を行った。ASEAN 各国から提供される法令物質情報のデータ更新等については、粘り強くフォローを継続中。また、運用開始から10年が経過することを踏まえ、見直しに向けた検討を開始する予定である。

令和7年12月10日から11日にかけて、カンボジアにおける PRTR 制度の導入に向けた能力形成支援の一環として、経済協力開発機構（OECD）との共催により、「National PRTR Consultation for Cambodia」をプノンペンにおいて開催した。また、同会合に引き続き、同年12月11日から12日にかけて、カンボジア、インドネシア及びラオスの3か国を

対象とした地域ワークショップ「Regional Workshop on PRTRs」を開催した。これらの会合の開催に当たっては、我が国の専門家を招聘し、PRTR 制度の構築・運用に係る知見の共有及び能力強化に係る支援を実施した。

(エ) E5：適正管理コストの内部化

(環境省)

(GFC 国内実施計画における取組事項)

我が国政府では、循環型社会形成の施策の基本理念として「排出者責任」と「拡大生産者責任」という 2 つの考え方を定めている。廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減に関しては、その一義的な責任を排出者が負わなければならない。「排出者責任」とは、廃棄物を排出する者が、廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないという考え方であり、廃棄物・リサイクル対策の基本的な原則の一つである。また「拡大生産者責任」とは、生産者が、自ら生産する製品等について、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責務を負うという考え方である。これらの考え方を施策に取り入れることで、廃棄物の適正管理にかかるコストを内部化するための取組を行っている。

(取組事項に対する取組状況)

我が国では、循環型社会形成推進基本法において、循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくため、これらの主体の責務を明確にしている。特に、事業者・国民の「排出者責任」を明確化するとともに、生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立している。

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、同法の中で、本計画は概ね 5 年ごとに見直しを行うものとされている。第五次循環型社会形成推進基本計画は、令和 6 年 8 月 2 日に閣議決定されており、当該基本計画において、循環型社会の形成に向けてこれまで分別の徹底や資源回収などの市民の取組、地域の循環システムの構築や不法投棄・不適正処理の監視指導などの地方公共団体による取組、排出事業者責任に基づく廃棄物の適正処理・3 R の推進や拡大生産者責任に基づく環境配慮設計などの事業者による取組、関連法制度の整備・運用や財政支援等の国による取組など各主体が循環型社会の形成に向けた取組を進めてきたことが記載されている。

また、令和 7 年 4 月 22 日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年環境省令第 15 号）が公布された。この改正により電子マニフェスト等に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）の規

定が改正され、電子マニフェストに係る最終処分終了報告時における報告事項の追加、委託契約書に含まれるべき事項の追加がなされた。これに伴い、令和 7 年 12 月 22 日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」が発出されている。これを受けて、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第 2 版）」（平成 25 年 6 月）を改訂し、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第 3 版）」（令和 7 年 12 月）を公表している。

令和 4 年 4 月に施行した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和 3 年法律第 60 号）に基づき、プラスチック使用製品のライフサイクル全般において、環境配慮設計の製品の製造・販売、使い捨てプラスチック使用製品の使用の合理化、市町村による分別収集・再商品化、製造事業者等による自主回収・再資源化、排出事業者による排出抑制・再資源化等といった、あらゆる主体による資源循環の取組を促進するための措置を講じている。

また、市区町村のプラスチックの分別収集・再商品化に要する経費について、普通・特別交付税措置を講じている他、事業者・自治体のプラスチック資源循環に資する取組や、事業者等による化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源への転換及びプラスチックのリサイクルに関する技術的な課題解決や廃プラスチックのリサイクル設備の導入を支援する事業を実施している。

（オ） E6：その他の環境・保健・労働指針との相乗効果

（環境省）

（GFC 国内実施計画における取組事項）

我が国政府においても、本計画への位置づけを含めて化学物質と廃棄物の健全な管理の主流化に取り組むとともに、気候変動対策、生物多様性保全といった他の主要な環境政策や保健政策、労働政策との間の相乗効果（シナジー）を生かした取組を検討していく。

例えば、「生物多様性国家戦略 2023-2030」で掲げる化学物質や農薬等による汚染の削減に貢献するため、国内の化学物質管理及び生物多様性に関する有識者等で構成する検討会を組織し、ネイチャーポジティブに貢献する化学物質管理の推進方策等の検討を実施する。また、化学物質管理に関する国際的な動きや化学物質規制が幅広い産業に適用されることを契機とし、厚生労働省及び中央労働災害防止協会が主唱し、環境省及び経済産業省の協力のもと、化学物質管理の重要性に関する意識の高揚と化学物質管理活動の定着を図るための化学物質管理強調月間を令和 6 年 4 月に創設し、令和 7 年 2 月を第 1 回とし、毎年 2 月に実施することとしている。

(取組事項に対する取組状況)

化学物質管理をネイチャーポジティブの実現に向けて発展させる方向性を示すため、環境省は国際潮流や GFC 国内実施計画などの国内政策を踏まえて現状分析と課題の体系的整理を行い、「ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプラン Ver1.0」を 2026 年 3 月に策定。今後取り組むべきと考える 6 つの対応オプションを示した。同アクションプランに基づき、事業者の自主的取組や、地域での連携の促進・実装、優良事例の横展開に向けた支援等を行う予定である。

令和 7 年 2 月に、スローガン「正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう」を選定し、第 1 回化学物質管理強調月間を実施している。特別イベントとして、化学物質管理の知見が必ずしも十分でない第三次産業や中小零細事業場を中心に、新たな化学物質規制を広く浸透させるため、セミナー・ワークショップを開催した。令和 7 年度は、スローガン「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」を選定し、令和 8 年 2 月に第 2 回化学物質管理強調月間関連取組を開催した。

III.取組状況を踏まえた今後の主な課題、今後の取組の方向性

II.においては、GFCにおける5つの戦略的目的の達成という観点に着目した上で、GFC国内実施計画中に記載された取組を点検項目として設定し、点検項目ごとに関係府省庁の取組状況を把握・整理した。その結果、各戦略的目的に対応した各種施策は着実に進展していることが確認された。今後も、GFC国内実施計画等に基づき、多様な分野における多様な主体の参画と横断的な連携の下、ライフサイクルを通じた包括的な化学物質対策を一層進展させていくことが求められる。また、令和8年11月に開催される第1回GFC国際会議においては、GFCのビジョン、戦略的目的、ターゲットの進捗を把握するための指標の策定やGFCにおける懸念課題の特定についての議論等が予定され、令和7年6月に設置されたISP-CWPについても、令和8年2月に第1回総会が開催されるなど今後活動の本格化が見込まれており、このような国際的な化学物質管理の議論の進展に合わせて引き続き国内においても必要な対応を実施していくことも重要である。

具体的には、GFCの理念である多様な分野における多主体協働をより一層進展させるため、化学物質管理によるネイチャーポジティブ推進、災害・事故に伴う化学物質漏洩事案等への備えやリスクコミュニケーション等、化学物質と環境に関する政策対話で取り上げられた主体間連携に向けた課題等に関し、化学物質アドバイザーの更なる活用や、地方公共団体との緊密な連携体制構築、地域協働取組の推進、事業者の自主的取組の更なる促進等を通じて取組を発展させていくことが重要である。

また、ISP-CWPの立ち上げに関連しては、国内における科学と政策のインターフェースの強化についても推進すべく、官学連携基盤の確立・強化や、国立環境研究所において今後重点的に取り組む計画である環境分野におけるレギュラトリーサイエンス研究の推進と化学物質管理施策との接続等に取り組んでいく必要がある。

これらの取組を通じ、最新の科学的知見の適時適切な化学物質管理施策への反映や、多主体協働の進展による相乗効果（シナジー）の導出等、我が国の化学物質管理の更なる発展が見込まれる。

化学物質管理に係るウェルビーイング

第六次環境基本計画においては、「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現が最上位目標に掲げられており、化学物質管理の文脈においても、今後、ウェルビーイングの実現にどのように貢献していくかという観点からの検討が必要となる。

化学物質等による汚染への対応は「人の命と環境を守る基盤的取組」であり、我が国の環境行政の不変の原点として進めていくものとされている。国際的には、持続可能な開発目標（SDGs）3（あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉（ウェルビーイング）を促進する）の中で、「2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。」がターゲット3.9として設

定され、化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）においても、「すべての人々の健康とウェルビーイングを達成するため、化学物質の健全な管理が経済的、環境的、社会的に有益である。」とされているなど、ウェルビーイングの促進において、化学物質管理は既に重要な要素として位置付けられていることがわかる。WHO の報告書においても、特に子供や胎児への化学物質ばく露により、発達過程等でのウェルビーイングに重大な影響を及ぼしていることが指摘されている。

第六次環境基本計画の点検・モニタリングに関する今後の進め方としては、最上位目標である「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現の進捗把握に力点を置いて実施していく予定とされている。我が国における化学物質管理施策についても、上に挙げた国際的潮流も踏まえつつ、国民のウェルビーイング／高い生活の質の実現に対してどのような貢献が可能かという観点から整理し、計画の最上位目標に沿った評価軸を構築していくことが今後求められる。このように計画の最上位目標と整合を図ることで化学物質管理の質を一層高めつつ、他の環境政策との相乗効果（シナジー）を発揮させていくことが期待される。

以上のことから、令和9年度に予定されている第2回点検・モニタリングの実施に向けては、全体の点検の中でのウェルビーイングに係る検討状況を踏まえつつ、我が国の化学物質管理施策を「ウェルビーイング／高い生活の質の実現」という視点から整理し、適切な評価手法や指標の開発、他の環境政策との相乗効果（シナジー）の創出等について国際的知見も収集しつつ検討を進めていくものとする。

IV. おわりに

化学物質は、材料、成形品、製品など、私たちの日常生活に不可欠なものとして世界的に重要な役割を果たしており、国連環境計画（UNEP）によると、世界の化学産業の規模は2017年から2030年までの間に倍増すると予測されている。化学物質は有用である反面、有害な面も持ち、各種国際枠組みによる従前の取組にもかかわらず、化学物質は大量に排出され続けている。また、PFASや環境中に存在する医薬品等（PPCPs）等の懸念課題もある。我々の生活を便利で豊かにしてきた化学物質の負の側面を認識して、持続可能な社会の実現に向けて、より安全な化学物質の開発やリスクの削減に取り組むことが重要である。

GFCは、多様な分野（農業、環境、保健、教育、金融、開発、建設、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）の参画の下に国際的に合意されたものであり、各国は国内実施計画の策定を通じて実現を図っていくことが求められている。

環境基本計画に基づく施策の到達点が、今後の長きにわたり、現在及び将来の国民や人類の福祉に大きな影響を及ぼす可能性があることを踏まえつつ、利用可能な最良の科学的知見に基づき、国際社会の一員として、これらの目標の達成に向けて全力で取り組むことが求められる。今回の環境基本計画の点検結果を踏まえて、我が国の化学物質管理政策を推進していくとともに、今回の点検を通して明らかになった諸課題について検討を行い、各主体とのより一層の協力を推進し、環境基本計画における他の重点分野との密接な連携を図っていくこととする。